

## 平成23年第5回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期            9月7日（水）から21日（水）まで15日間

2 日 程            下表のとおり

月 日	曜日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月 7日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
8日	木			
9日	金			
10日	土			
11日	日			
12日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
14日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
		決算特別委員会		付託事件審査
15日	木	民生産業委員会	10時	付託事件審査
16日	金	総務文教委員会	10時	付託事件審査
17日	土			
18日	日			
19日	月			
20日	火			
21日	水	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成23年鞍手町議会第5回定例会会議録（第1号）						
平成23年9月7日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議			議長			
開閉会日時		平成23年9月7日 午後1時00分			川野高實	
及び宣告			閉会開議			
議長		平成23年9月7日 午後1時37分			川野高實	
出席及び欠席議員						
議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	
1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠	
2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠	
3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠	
4	仲野守	出欠				
出席 13人	5	田中二三輝	出欠			
欠席 0人	6	原哲也	出欠			
欠員 0人	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名議員	5	田中二三輝	6	原哲也		

職出	務席	議会事務局	長友浩一	出欠	議会事務局補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	靄崎紀代	出欠	
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠	
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠	
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠	
	福祉人権課長	渡辺智文	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠	
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠	
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠	
議事日程		別紙のとおり					
付議事件		別紙のとおり					
会議経過		別紙のとおり					

## 平成23年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月7日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第52号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第5 議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第6 議案第54号 鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例
- 日程第7 議案第55号 鞍手町地区計画等の案の作成手続に関する条例
- 日程第8 議案第56号 鞍手町農政推進会議設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第57号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第58号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第59号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第60号 平成22年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第61号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第62号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第63号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第64号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第65号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第66号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第67号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第20 議案第68号 平成22年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第21 議案第69号 平成22年度鞍手町病院事業会計決算認定
- 日程第22 議案第70号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定
- 日程第23 議案第71号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成23年度固定資産税の課税免除
- 日程第24 議案第72号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第4工区）請負契約の締結
- 日程第25 議案第73号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第6工区）請負契約の締結
- 日程第26 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第7工区）請負契約の締結

平成23年9月7日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成23年第5回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 柴田 好輝君

泉水地区赤水対策について行政報告をいたします。

泉水地区の湧水は強酸性で多量の鉄分を含み、通称金気と言っています。溶解性鉄は護岸等に付着して、河川断面を閉塞させ、流下能力を阻害する要因となっています。

町では生活環境の保全、河川環境の保全の観点から、残存鉱害として赤水解消についても、これまで福岡県、九州経済産業局等の関係機関に要望してまいりました。

平成19年、ネドに対し泉水地区の赤水が鉱山保安法施行規則の排水基準に適合しないとして、鉱害防止対策を講じるよう指導がなされました。

これを受けまして、ネドは同年より泉水地区の疎水抗、南田川の水質等の調査分析を実施し、基本的な改善策が確立されましたので、今後事業化に取り組むことになっています。事業化に当っては、施設整備に1ヘクタール程の敷地が必要となることから、本年6月にネドより協力依頼があり、協議を行っておりました。これから基本計画の策定、事業実施となって行きますが、現時点では周辺の地形等を調査検討しまして、具体化して行くことになっています。

以上が泉水地区の赤水対策についての現状でございます。今後町としまして、ネドと協議を進めながら事業の整備概要が決まりましたら、改めてご報告したいと思っております。

以上、行政報告を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で行政報告を終わります。

まず町長より提出されています、議案第55号の訂正及び、平成22年度決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率報告書、工事請負契約状況報告書と教育委員長より提出されています平成22年度教育委員会点検評価の報告書と、監査より提出されています例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました請願1件はお手元に配布しています。請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において5番議員 田中 二三輝君及び6番議員 原 哲也君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの15日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から9月21日までの15日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別表のとおり議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第52号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第4 議案第52号について、提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第52号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員会委員であります石橋 修一氏の任期が、本年12月14日をもって満了することに伴い、同氏を再度任命するため議会の同意を求めるものです。

なお、別紙で略歴書を添付していますのでご参照下さい。

以上が、議案第52号の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第52号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第52号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第52号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第52号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第52号 鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に石橋修一氏の任命に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第52号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時11分

再会 13時13分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第5 議案第53号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第5 議案第53号について提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第53号は、過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たな事業を追加するなどの変

更を行うものです。

以上が議案第53号の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第6 議案第54号及び日程第7 議案第55号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 柴田 好輝君**

日程第6 議案第54号及び日程第7 議案第55号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第6 議案第54号は、鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例であります。本条例は、鞍手町の条例に使用されている用語、用字、送り仮名等が、これまで不統一であったため統一を図るものです。

次に日程第7 議案第55号は、鞍手町地区計画等の案の作成手続に関する条例であります。本条例は都市計画法に基づき、地区計画を策定する場合に必要な手続きを定めるものです。

以上が日程第6 議案第54号及び日程第7 議案第55号の2件の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第8 議案第56号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 柴田 好輝君**

日程第8 議案第56号について、提案説明を申し上げます。

日程第8 議案第56号は、鞍手町農政推進会議設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例の改正は、農業者戸別所得補償制度が平成23年度より本格実施されることに伴い、改正するものです。

以上が、議案第56号の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第9 議案第57号から日程第11 議案第59号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第9 議案第57号から日程第11 議案第59号までの3件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第9 議案第57号は、平成23年度鞍手町一般会計補正予算第2号であります。本補正予算の歳入では、普通交付税、地方特例交付金などの交付限度額等の確定、平成22年度決算の繰越金の確定など、歳出では、住民基本台帳法の改正に伴うシステムの改修経費の計上などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ270,145,000円を追加して、予算総額を、歳入歳出それぞれ6,313,327,000円としました。

次に日程第10 議案第58号は、平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、6月の国民健康保険税の本算定に伴う保険税などの変更、繰上充用金の確定などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ7,913,000円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ2,297,771,000円としました。

次に日程第11 議案第59号は、平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、前年度繰越金の追加による一般会計繰入金の減額などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ6,000円を追加して、予算総額を歳入歳出それぞれ759,855,000円としました。

以上が、日程第9 議案第57号から日程第11 議案第59号までの3件についての提案説明であります。

ご審議の上ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第12 議案第60号から日程第22 議案第70号までの11件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第12 議案第60号から日程第22 議案第70号までの11件は、平成22年度一般会計、各特別会計及び各公営企業会計の歳入歳出決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第12 議案第60号は、平成22年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額6,898,187,383円

歳出総額6,817,009,761円



差引額 81,177,622円

実質収支額 73,579,622円となっています。

次に日程第13 議案第61号は、平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 1,980,868,072円

歳出総額 2,038,772,173円

差引額と実質収支額は、マイナス 57,904,101円となっています。

次に日程第14 議案第62号は、平成22年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額と歳出総額は6,817,356円、差引額と実質収支額は0円となっています。

次に日程第15 議案第63号は、平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 81,799,848円

歳出総額 81,793,829円

差引額と実質収支額は 6,019円となっています。

次に日程第16 議案第64号は、平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 202,892,153円

歳出総額 202,255,659円

差引額と実質収支額は 636,494円となっています。

次に日程第17 議案第65号は、平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 3,197,883円

歳出総額 3,166,145円

差引額と実質収支額は 31,738円となっています。

次に日程第18 議案第66号は、平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 707,803,341円

歳出総額 690,267,198円

差引額 17,536,143円

実質収支額 298,143円となっています。

次に日程第19 議案第67号は、平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 7,309,136円

歳出総額 7,303,198円

差引額と実質収支額は 5,938円となっています。

次に、日程第20 議案第68号は、平成22年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、20,432,664円の黒字決算となっています。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では、51,376,938円の資金不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金より補填しています。

また、損益計算において、当年度純利益は15,245,231円となります。

なお、剰余金の処分の計算案を添付しています。

次に、日程第21 議案第69号は、平成22年度鞍手町病院事業会計決算認定であります。

決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、175,317,708円の黒字決算となっています。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では85,206,619円の資金不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金より補填しています。

また、損益計算において、経常利益は175,479,258円、前年度繰越欠損金224,341,147円で、当年度未処理欠損金は52,294,689円となります。

なお、欠損金の処理の計算案を添付しています。

次に、日程第22 議案第70号は、平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定であります。

決算の概要を申し上げますと、予算第3条に定めた収益的収入及び支出では、17,467,303円の黒字決算となっています。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出では21,651,766円の資金不足となりますが、当年度分損益勘定留保資金より補填しています。

また、損益決算において、当年度純利益は17,407,303円となります。

なお、剰余金の処分の計算案を添付しています。

以上、議案第60号から議案第67号までの8件については、決算書に監査結果の意見書、主要施策の成果及び予算執行の実績報告書を添付しています。

また、議案第68号から議案第70号までの3件については、決算書に監査結果の意見書、財務諸表及び付属説明書を添付していますのでご参照ください。

以上が、日程第12 議案第60号から日程第22 議案第70号までの11件の提案説明であります。

ご審議の上ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に日程第23 議案第71号から日程第26 議案第74号までの4件を一括して議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 柴田 好輝君**

日程第23 議案第71号から日程第26 議案第74号までの4件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第71号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成23年度固定資産税の課税免除であります。

同条例の規定に基づき、平成23年度固定資産税の減免申請を受け、固定資産税の課税免除を決定しようとするものです。

次に日程第24 議案第72号は、鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第44工区）請負契約の締結であります。

同事業で行う中山処理分区管渠築造工事（第44工区）は、8月19日に7共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額60,098,850円、工期 平成23年9月29日から平成24年2月25日までの150日間として、三新・有泉共同企業体と契約を締結するものです。

次に、日程第25 議案第73号は、鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第6工区）請負契約の締結であります。

同事業で行う西川処理分区管渠築造工事（第6工区）は、8月19日に6共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額67,662,000円、工期 平成23年9月29日から平成24年2月25日までの150日間として、金村・福山総合共同企業体と契約を締結するものです。

次に日程第26 議案第74号は、鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第7工区）請負契約の締結であります。

同事業で行う西川処理分区管渠築造工事（第7工区）は、8月19日に5共同企業体で指名競争入札の結果、契約金額58,920,750円、工期 平成23年9月29日から平成24年2月25日までの150日間として、松原・安田共同企業体と契約を締結するものです。

以上が、日程第23 議案第71号から日程第26 議案第74号までの4件についての提案説明であります。

ご審議の上ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

**○議長 川野 高實君**

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日8日から11日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日 8 日から 11 日までの 4 日間を休会することに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時37分

平成23年鞍手町議会第5回定例会会議録（第2号）						
平成23年9月12日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議			議長			
開閉会日時		平成23年9月12日 午後1時00分			川野高實	
及び宣告			議長			
		平成23年9月12日 午後4時40分			川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 1人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	5	田中二三輝		6	原哲也	

職出 務席	議会事務局 局長	長友浩一	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	靄崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	渡辺智文	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

# 平成23年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月12日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

# 一般質問通告一覧表

平成23年第5回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
1 番 熊井 照明	<b>1. 学校給食費について</b> (1) 給食費の学校別滞納金額と滞納世帯数は (2) 滞納の原因は (3) 給食費の欠損分の対処方法は (4) 未納に対する対応と滞納額解消に向けた取り組みは (5) 会計制度について	教育長
12 番 岡崎 邦博	<b>1. 遠賀川架橋開通を見据えた都市計画道路（東西軸、南北軸）の整備と周辺の土地利用計画について</b> (1) 遠賀川架橋及び取付け道路の進捗状況は (2) 取付け道路を含む、北九州・鞍手線沿線やJR鞍手駅周辺の開発計画や基盤整備は (3) 県道直方鞍手線のバイパスとなっている鞍手インター・アクセス道路の延伸計画は (4) 都市計画用途地域の見直しとゾーニング（区分）は <b>2. 遊休町有地の利用計画について</b> (1) 中山用地（県農業試験場跡地） (2) 小牧用地（旧宮本学園跡地）	町 長  町 長
11 番 宇田川 亮	<b>1. 防災対策について</b> (1) 町内避難所の数と耐震化は (2) 水の確保とトイレ整備は避難所として、適切に機能強化をはかるべきでは <b>2. 税金収納対策について</b> (1) 悪質滞納者の基準は (2) 搜索活動（差押え）の判断とそれに至る経緯は (3) 庁舎内の「搜索の張り紙」はどういう意図でやっているのかすぐに撤去すべきでは	町 長  町 長
5 番 田中二三輝	<b>1. 町民の「安全・安心」につながる災害時の対策について</b> (1) 電算システムバックアップ対応は (2) 避難場所等における空調設置状況および電源確保は (3) 避難誘導の体制は (4) 町立病院の対応は	町 長 教育長
4 番 仲野 守	<b>1. 町上水道施設改善工事に伴う水道料金新価格設定について</b> (1) ライフラインに欠かせぬ上水道の価格改定及び新たな取水場など諸問題の現状は <b>2. 町の財政状況について</b> (1) 破綻寸前の町財政状況について今後の対応は	町 長  町 長

平成23年9月12日（第2日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に1番議員 熊井 照明君の質問を許可します。

○1番 熊井 照明君

通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

学校給食費についてです。ご承知のように学校給食につきましては、学校給食法の規定によりまして、学校給食の運営経費の内、施設設備費や人件費以外の食材費等につきましては、保護者が負担するべきこととされています。

学校給食は児童生徒に対して栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、食事の大切さや、望ましい食習慣の形成など重要な役割であり、学校給食が適切に実施されるためには、保護者の方々の給食費の納入が不可欠であります。

平成22年に文部科学省スポーツ少年局学校健康教育課が行いました学校給食、これは完全給食をしているところでありますが、実施している公立小学校及び中学校2万9千校の内610校を抽出しました、平成21年度の学校給食費の徴収状況調査結果によりますと、調査対象校の内、約55.4%、338校の学校に於いて給食費の未納があり、児童生徒数では、調査対象児童生徒数21万7332人の内2560人で、未納者の割合は約1.2%、未納額の割合は、調査対象校給食費総額約99億円の内約6千万円であり、未納の総額が推計で26億円、前回の調査より約4億円増加したとの結果が出ています。

鞍手町におきましては、ここ数年間の未納額が少ないと思いますが、未納のためにきちんと支払いをしている児童生徒数の食材を落とさなければならないことはあってはならないことだと思います。そこで鞍手町の状況をお尋ねいたします。

町内の学校別滞納金額と滞納世帯数についてお示し下さい、お願いいたします。

○議長 川野 高實君

山本教育長。

○教育長 山本 喜久男君

質問議員にお答えいたします。

給食費の学校別滞納金額につきましては、平成6年4月から平成23年5月31日現在で、小学校全体で滞納金額は490万7883円でございます。この内平成21年度に執行停止した金額は54万590円でございます。

執行停止と申しますのは所在不明の方々でございます。中学校全体の滞納金額は579万



3905円でございます。この内、執行停止にしている金額は82万8340円でございます。

滞納世帯数につきましては小学校が72世帯で、この内、執行停止にしている世帯は15世帯でございます。中学校は67世帯で、この内、執行停止世帯は16世帯です。

尚、学校別の滞納金額についてのご質問でございますが、学校別の滞納額を申し上げることにつきましては、関係者の配慮をした上、控えさせて頂きたいと思っております。資料の方は準備をしています。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

ちょっと飛んでしまうのですが、今教育長は執行停止が小学校で9世帯と言われましたか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

小学校で15世帯が執行停止、中学校の執行停止は16世帯でございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

この執行停止と言いますのは、何に基づいての執行停止ですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

この点につきましては、学校給食運営審議会でも21年度に協議をした結果、後の3番目の質問事項で出て来ますが、どうしても本人或いは家族世帯に連絡が取れないという世帯につきましては、そのまま残していても残金が累計で残るのみということで、一応判明するまでは執行を停止する。つまり請求を停止するというところでございます。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

先の質問の方にも入っているのですが、執行停止というのは何の法律に基づいての執行停止ですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

法律については、債権者が誰であるかどうかということも問題になろうかと思いますが、とにかく所在が分からなく、努力しても連絡が取れないというところで、取れるまでの間停

止をさせて頂く、法律的な根拠については定かでございません。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

執行停止でなく徴収の停止だと思います。これは主体意見ですから、地方自治法の施行令の適用で徴収の停止、ただ徴収の停止というのは債権の消滅にはなりませんよね。時効の延用がない限りはずっとそのまま行きますので。徴収の停止とは、地方自治法の施行令の171条のものを適用されたということで理解していいですね。

これは先程も言いましたように、債務者が時効の延用しない限りはずっと行きますので、債務者が時効の延用はご存じと思いますが、もう時効ですよと言わない限りは不納欠損にはなりませんので、その辺はちゃんと理解をして頂いていた方がいいと思います。

2番目の質問に移らせて頂きます。

未納の原因はということで質問していますが、先の文部科学省の調査によりますと、未納の主な原因についての学校の認識は、保護者としての責任感や規範意識の問題が53.4、保護者の経済的な問題が43.7、その他2.9%とあるのですが、鞍手町の状況を把握していれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

滞納の原因については、生活の困窮の理由が最も多く、次に学校給食の趣旨についての理解が得られないことが主な原因であります。

滞納が多く発生した時期を分析して見ますと、同一世帯の児童生徒が複数在籍していることが原因の一つでございます。議員がご指摘のように規範意識、その他の諸々の問題もございますが、こういったことが原因と考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

ありがとうございました。

3番目に移ります。給食費の欠損分の対処方法はということで質問を上げています。給食費につきましては、4月から翌年の3月、支払いの関係で5月末までとなっているのではないかなと思っております。また給食費は月額で固定をされていると思っております。

徴収しました収入の範囲内で食材を購入されていると理解しています。未納であろうと、なかろうと、児童生徒に対しましては給食が適切に提供されていると思っておりますが、未納があった場合、食材の質や量を落とすことになるのかということと、単純に考えまして、未納があった場合は、支払い金額に不足額が生じることとなります。その場合の対処方法、

また反対に金額が余った場合、保護者に返還となるのかも合わせてお願いいたします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

給食費の欠損分の対処方法につきましては、鞍手町学校給食共同調理場運営審議会におきまして審議して頂いております。

所在が不明な方、或いは生活保護受給中の方につきましては、収納の見込みがないため、不納欠損処分事務処理案を平成21年8月18日の同運営審議会に提案しました。しかし審議の結果、所在不明世帯を執行停止として、生活保護者の保護費受給前の滞納については、不公平を生じることから、執行停止としないことになりました。その他の滞納者には電話、或いは手紙等で納付指導を行っています。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

欠損分というのは不納欠損とかでなく、4月から3月までありますね。毎月、月額、小学校で4300円、中学校で4800円ですね。そうした場合にその金額と人数に掛けて食材を購入していると思います。そこで未納になった場合に食材を落とすことになるのか、また2ヶ月後に支払いと思いますが、生徒数全体の分で食材を購入して、子ども達に提供して、ですが、その分のお金は入ってこないことになります。そうした場合支払いに不足額が生じることになります。

またその反対に、食材等を最初は100あれば98ぐらいで注文して、残りに剰余金が出て来る可能性ということもあるのではないかなと思います。そうした場合に保護者に余ったお金は、その時の保護者に還付になるのかということの内容です。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

現在の徴収方法、その他対処の方法につきましては、今議員ご指摘のように未納の分につきましては、収入総額から食材を購入しているのが現状でございます。従いまして端的に申しますと、正直に納入された方が割り増しの給食費を結果的に払っていることになりますので、給食審議会、或いは教育委員会といたしましては、可能な限り100%納入をして頂くという働きかけをやっているところでございます。

ご指摘のように、例えば現在中学校が月4800円、小学校は4300円かける児童生徒数が総額でございます。しかし仮に1割とか1%とかの未納があった場合、1割とかは考えられませんが、その分はみんなで納入総額から割り出しているということでございます。

以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

ということは全体の児童生徒に対して、集まった給食費の中から給食が提供されているということですね、分かりました。

次に移ります。

先程も教育長が言われましたが、未納に対する対応と滞納額解消に向けた取り組みについてですが、初めに給食費に対する債権者は誰なのかをお聞かせ頂きまして、未納に対する対応と取り組みについて、どういう対応と取り組みをされて来たかをお願いいたします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

取り敢えず未納に対する対応と滞納額解消に向けた取り組みにつきましてご説明いたします。

給食費の納入が遅れている方については、家庭に電話等により納付が遅れている旨の連絡を担当教員と連携して行うようにしています。尚、卒業生、転校生については給食センターより電話、手紙等により納付指導を行っています。

滞納者には根気よく学校給食の趣旨、或いは役割及び給食費の重要性について周知を図り、理解と協力を求めているところでございます。また納付遅れの理由につきましては、生活が困窮している等の理由がある場合には、準用保護制度等についてのアドバイスを行っています。

これらの取り組みによりまして、平成16年度以降の収納率は99%以上になっており、給食費を長期間支払わない世帯は減少しているのが現実でございます。

債権者は誰になるかということでございますが、これは次の質問にも係わってまいりますが、私的、私会計制度を取ってまいりまして、現状では給食センターの所長は教育課長が兼務しております。口座も所長名になっておりますので教育委員会、端的には所長名義でございますので、そこが債権権利者ということになるかと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

16年度以降の徴収率は99%ということですね。先程電話を担当と連携をしてという説明がありました。卒業や転校している方については手紙を郵送しているということですが、電話で担任と連携してというのは、担任の先生も未納の家庭の方に連絡をしているということで理解していいのですね。

その辺が引っ掛かるのですが、未納分の対応については、学校の先生は学校教育に対する

役割があると思いますが、本来であれば教育の充実に取り組んで頂ける時間を、大きな時間ではないと思いますが、未納問題に時間を割かれている部分もあるのではないかなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。

担任と保護者というのは深い関係がございますので、いくら未納がありますということではなく、忘れておられたら早めにとりような感じで家庭に連絡をしています。

これが何ヶ月も累積しますと払えなくなる状況が出ますので、納入が遅れているところについては、そういった通知を担任を通してやっているということがございます。これが全く関係のない人が連絡を取りますと家庭も構えますし、非常に難しい部分がございます。

以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

教育長の言われることは十分分かりますが、先程債権者は私会計、会計については私会計、債権者については教育課というふうに理解していいのですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

これは次の質問と係わりが非常に大きいのですが、教育委員会または調理場の所長とします場合におきましても、町の首長の委嘱が必要かと思いますが、一応私的な会計制度を取っていますので、私の判断ではそのように思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

いろいろな取り組みをされて収納率も上がっている。本来でありますと、これは子どもが食べる物ですから保護者の皆さんに必ず払ってもらうのが当然だと思います。先程教育長も言われましたが経済的に困難な方には就学援助、準用保護の手続きも取っておられるということなので、その辺は子ども達に影響がないよう十分配慮して頂きながらお願いしたいと思います。

99%、1%の人が滞納ということになるのだと思いますが、支払い能力があるのに滞納しているという方もおられるのではないかなと思います。そういう場合には、この前飯塚市の例が載っていました。その前には福岡市も簡易裁判所への支払い督促の申し立て等を行っていますので、その辺を十分把握、判断をして頂いて、払えるのに払わない保護者の方には、

これは私会計になりますので裁判所を通じないとどうにも出来ませんので、その辺を十分検討して頂いて対応して頂きたいと思います。

次の会計制度についてです。鞍手町の会計は公会計ではありません私会計です。この私会計ですが、何に基づいて公会計でなく私会計にしているのかをお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。鞍手町では学校給食センター方式で運営をしていますが、給食費の会計制度につきましては私会計制度を採用しています。鞍手町は私会計制度を採用した背景には物価の変動に柔軟に対応出来ることや、各学校で家庭状況等に応じたきめ細かい徴収管理が出来ること等が理由かと思っております。

もう1点は、給食制度がセンター方式は昭和44年ぐらいに発足しまして、その以前に文科省は昭和33年12月18日に当時の文部省ですが、管理局長名で福岡県教育委員会の教育長宛に次のような指導をしています。

学校給食費は保護者に公共上の義務を科したのではなく、その性格は学校教育に必要な、当時教科書は家庭負担でございました。同様なものなので、学校給食費を地方公共団体の収入として取り扱う必要がないものと解釈するという形を出しましたので、福岡県内でも相当数の地方自治体、給食センター方式を取っているところが、私会計制度を採用したという経緯がございます。そういった慣例で、理由を申せと申しますと現在に至っているというところでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

教育長が言われたように、昭和33年12月18日付けに福岡県の教育長宛に文部省の通達が出ています。その前にも33年4月9日に文部管理局長から、北海道の教育長宛にも同じような文書が出ています。

殆どのところは私会計、インターネットで見たのですが、ある大臣は全国的には7割が私会計でしているだろうということです。近隣でも公会計制度を取っているところがあります。福岡市、飯塚市、嘉麻市、芦屋町、福智町、これは全部公会計制度を取っています。公会計制度をとっている福岡市では、21年9月から公会計制度を開始していることでもあります。小、中学校の給食費を一体的に管理することで、適正な学校給食会計の運営と事務の透明化の向上を図る、また収納滞納整理事務も教育委員会で一括して行って、収納率の向上に努めるということで、公会計制度へ移行しています。

公会計制度、私は私会計から公会計制度の方に移行した方が良いと思っています。学校給食は自治体の収入とはなっていませんね。教育課長の通帳が出来て、そこに入っていると思いますが、学校給食法では、学校給食の実施者は学校の施設者ということで、学校給食は設

置者自体である自治体が徴収管理するのが自然でないかと考えているわけですが、教育長も学校校長の経験者ですからお分かりになると思います。教育長の考え方とはまた別に校長会、学校給食共同調理場運営審議会、給食委員会、公会計の移行への要望を出されたことはないでしょうか。その辺をお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

お答えいたします。現在福岡県内の共同調理場は31カ所ございます。大きく分けまして私会計制度で運営しているところは15カ所でございます。公会計制度で運営しているところは16カ所です。そのような状況に合わせて様々な状況下で運営がなされているわけでございます。

鞍手町の給食センターは、昭和44年の開設当初から私会計方式で運営しています。これは給食費を歳入とする必要がないとする国の行政指導が最初32年にあります、これに基づき学校の状況に応じ、学校で柔軟に対応出来るという当初の国の指導により、本日まで私会計制度で運営をしているというところでございます。

鞍手町が長年私会計制度で運営して来た背景には、給食の提供する現場が会計処理をすることにより、物価の変動等に柔軟に対応出来ることや、各学校で徴収管理をすることで、家庭状況に応じたきめ細かい指導が出来、高い収納率を上げて来たことにあると思っております。

例えば一番率の良い収納率は、平成19年、20年に99.77%の収納率を上げています。努力次第では100%に近づける、或いはなると、学校によっては4校が100%を達成しています。そういった意味で私的会計制度も捨てがたいと思っております。私の考えを申せということでございますので、現在のところこの件に関する法令の規定や、判例は見つかりませんし、ないと思います。総合的に判断して現在の会計制度を継続して運営してまいりたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

分かりました。ただ100%が4校、99.77、平成19年と20年ですが、これは税金とは別に考えて頂いて、100になるのが当然だろうと私は考えています。

子どもの食べる給食費を親が払う、これは人の子どものためでなく、自分の子どものために払うのですから、これは100になって当然だと思います。ましてや自分の親が払った給食費が人の分まで払っているというのが今、現状だと思います。

これを教育長は私会計ですと言われましたが、公会計にしますと収入未済があっても計画的な購入が出来る。保護者に不利益が生じない、収入未済を債権として管理出来るし、徴収権限も明確になる。確かに私会計と公会計はメリット、デメリットはありますが、先程申

しましたように公会計にするとその辺が明確になります。是非ともこれは公会計の方への移行も考えて頂いて、全うに払っている保護者の方が不利益を生じないように、また払えるのに払わない保護者に対しては、飯塚等が行っている簡易裁判所への支払い督促とかの手続きのお願いを致しまして、私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

1点訂正をお願いします。平成22年度100%達成したのが4校と申しましたが、5校でございますので修正をお願いいたします。以上です。

○議長 川野 高實君

以上で熊井照明君の質問を終了します。

次に12番議員 岡崎 邦博君の質問を許可します。

○12番 岡崎 邦博君

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は町民の方といろいろな話をされていて、よく聞かれることについて関心が高いだろうということで質問をさせていただきます。

今回は2点あるのですが、その1点目としまして遠賀川架橋開通を見据えた都市計画道路、東西軸、南北軸の整備と周辺の土地利用計画についてということで、4点に分けて質問させていただきます。

これは今年から第4次総合計画の後期計画がスタートしました。この計画のいの1番にあります1丁目1番地といいますか、未来に向けて変われる町づくりということから、調和の取れた土地利用の推進として無秩序な土地開発の規制というところがあります。

今のところ予定としては、平成25年3月開通予定ということで遠賀川架橋が開通するのですが、この遠賀川架橋の取付道路も含めて、現在の進捗状況についてまずお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

遠賀川渡架橋の取付道路の進捗状況ということでございます。この取付道路の進捗状況につきましては、担当課長に説明をさせますのでよろしくをお願いいたします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

遠賀川渡架橋及び取付道路の進捗状況についてお答えいたします。

渡架橋の本体工事の内4つの橋脚工事につきましては、本年5月31日に完了しています。

北九州市側及び鞍手町側の橋台の工事につきましては、本年10月1日から着工する予定で



あり、平成24年5月31日までに完了する予定となっています。

また橋桁の工事につきましても本年10月1日から着工する予定であり、完了予定につきましては平成25年6月30日までとなっています。また取付道路につきましても、鞍手町側の町道への取付の用地取得に関しましては地権者1名との交渉が難航しています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

本体工事としましては、今の説明では6月30日までということになりますから、後これで開通するのかどうかという見込みが分かりません。全体としてちょっと遅れるのかなというふうに思います。取付道路については地権者1名との交渉が難航しているということですが、19年9月に全員協議会がありました。その説明の中では既に23年度で取付道路の工事を行うというような予定になっていたように思います。

工事自体も県がしてくれるというようなことで、鞍手町としては用地を取得するだけなのです。本当に有難い話で何かから何までして頂くのですが、用地取得についてはちょっと難航しているということですが、これは町長が一度で駄目なら二度、二度で駄目なら三度でも頭を下げて地権者の方にご理解を頂いて、何とか取得をして行かないと、これがこじれるとインターチェンジのアクセス道路の時もそうでしたが、家の軒先だけ削って開通したというような経緯もありました。何とか町長にご尽力を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町長も汗をかけたということでごさいます。この経緯について非常に努力はしています。しかし地権者とお願する立場がいろいろありまして、ただ行けば良いという状況ではないということも認識しながら鋭意努力して行くというのが現状でごさいます。以上です。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

先程担当課長が進捗状況の説明の中で、橋桁という表現を使いましたが、これは橋梁の橋台と橋台を結ぶ桁工事だけで、最終的には上部工といって、桁工事も上部工の一部ですが、これに高欄、舗装といったものが伴って来ます。あくまでも橋桁工事が今回予定として上がっていると理解して頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それでは大体県の方から説明があったのかどうか分かりませんが、遠賀川架橋は開通する

予定としては何時頃くらいになるのですかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

遠賀川渡架橋の工事着手の時議会でもご報告して来ましたが、25年度目標ということをしていわれて来ています。これはあくまでも北九州市と福岡県が費用負担の中で協定として25年度目標と言われて来ています。橋梁そのものについては目標に向かって努力目標と言われていますが、当然これに前後の道路、鞍手町は取付道路、北九側については都市計画道路といった整備を含めると、中間の大橋でも橋梁工事以外にも2～3年は周辺整備が実際掛かっています。

どの地点で供用開始になるかというのは、現時点では把握出来ていませんが、25年度を目標ということで、県の方は言われて来ているというのが実情でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今のご説明ですと、なかなか見通しが立たないというような感じです。橋の開通については、町民の多くの方達が期待を持って見えていますので、ご尽力の程お願いしたいと思います。

先程の取付道路についても、橋は架かったが取付道路が出来ていなかったというような、みっともないことになってしまうと多大な迷惑と、町にとっても情けない話になりますので、是非ともご尽力の程よろしくお願いたします。

(2) 取付道路も含むということですが、北九州・鞍手線沿線、JR鞍手駅周辺の開発計画や基盤整備はということでお尋ねします。

これは平成12年度に策定された鞍手町の都市計画のマスタープランの全体構想の中で、将来の土地利用方針として、東西幹線道路の整備に伴い市街化の進展が高まると予想されるJR鞍手駅周辺や、道路の沿線は都市計画の制度を活用しながら、計画的な都市基盤の整備を図って行くとあります。

そういった都市計画のマスタープランも含めた上で、こういった開発計画、基盤整備についてお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

遠賀川渡架橋の取付道路を含めまして、北九・鞍手沿線の開発計画については、遠賀川渡架橋の完成予定が平成25年度となっています。その渡架橋へ接続します北九州・鞍手線の本線整備についても並行して取り組むべきものと考えています。

道路整備は地域活性化に不可欠なインフラ整備であります。JR筑豊線と立体交差の事業に係る費用は相当なものとなり、町が主体となって取り組むことには非常に厳しいものがある

ります。この事業化に向けては財源確保を含め、福岡県等の関係機関の支援を受けながら事業推進をしていきたいと考えています。またJR鞍手駅周辺の開発については、地元の農業関係者の営農継続を希望される方が多いことから、平成6年度から休止という状況になっています。その後平成15年度頃に鞍手駅周辺の民間商業施設の進出計画がありましたが、この時も地元の農業関係者は営農継続を選択されています。しかし鞍手駅周辺は鞍手町の玄関口であり、将来の重要な課題であると考えていますので、道路整備等の社会情勢、環境の変化を捉えながら対応して行く必要があると考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今のご答弁の中で、JRの筑豊本線との交差については立体交差という構想はあったのですが、それについても今、触れられていましたので、まだ立体交差構想というのはなくなったわけではなく、まだそういう形で整備するというふうに考えていいのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

筑豊本線とオーバーするところも含めて、土地計画決定の時に大まかな概要計画を立てた上でしています。遠賀川渡架橋から一度現況にタッチして、跨線橋を立体交差すると、これは鉄道の関係は立体交差しか認められないということで、当初からそういった計画で路線としては決定しています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程の町長の答弁の中でも、営農者の方についてはまだ継続したいというような希望があったということで、15年度の商業施設についても計画が進まなかったという答弁がありました。

駅周辺にしても、取付道路から北九州・鞍手線の一部については、農振農用地が沿線にもあるのです。ここについてどう考えて行くか、どのようにして行くかによって駅周辺の開発、どちらが先か分かりませんが、開発計画があって農振農用地について外せるのか、また外せる見込みがあって計画が立てられるのか、どちらが先か私は分かりませんが、このところの開発なくして、町長の言葉を借りれば鞍手町の玄関口ですから、なかなか市街地域としての発展、また活性化が見込めないのではないのではと思います。

そのところを今後、現状は農業従事者の方については希望されているということですが、町としてはどう考えるかお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

この鞍手駅前開発については、中川町長時代に失敗したという経緯があります。その後も篠原町長時代にも住民アンケートを取って85%、15%の人が反対という報告を、定かではないが100%でなかったということで、これも篠原さん時代は今の状態では時期尚早早々ということで見送られた経緯があります。

その後遠賀川渡架橋等が起り、ショッピングセンター等々がありまして、小牧の農業者は非常に農業を愛して、土地の執着心が強い状況であるということとは否めません。強引にそれをやって行くということはいかがなものかと、精神的には開発しないといけないということで、小牧の関係者と話し合いを何回も持ちましたが、今の時点ではやろうという雰囲気にはないということでございます。個人的には将来はここを開発しないといけないという気持ちはありますが、どういう方式でやるかと。地権者が了解されないで一歩たりとも先に行かないというのが現状であります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これについても町の熱意だろうと思います。このままの鞍手町で行けば5年に1千人ずつ人口が減るように人口推計ではなっています。その推計どおりに15年来て3千人の人口が減っているわけです。

農業従事者のお気持ちも良く分かりますが、鞍手町として将来ビジョンを示して、そのビジョンの中で、例えば駅周辺については市街化地域としたい、商業地域として集客力のある他との購買競争力のある地域にしたいというような思い、熱意を持って農業関係者に当たって行かないと、現状生活に困っている訳でもないでしょうし、普通に生活が出来ているわけですから、それを変えるとなると将来の不安もあるでしょうから、なかなか首を縦に振らないと思います。それを了解してもらうかどうかというのが、1にも、2にも町の姿勢、町の熱意だとかに係わって来るのではないかなと思います。

平成の初めの頃から駅前開発についてはありました。町長から縷々説明がありましたが、私としては鞍手町を活性化し、住んで良かったと思える町にするためには、どうしても駅前の周辺整備、開発は必要ではないかなと思いますので、これについても町長、是非ご尽力の程お願いしたいと思います。

続いてインターチェンジからのアクセス道路の延伸についてです。これも町民の方からよく聞かれますが、平成20年5月に都市計画審議会がありました。その中で、残る区間についても順次整備をして行く予定で事業方法については検討中であるというふうになっていましたが、この区間の整備はどうされるのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

鞍手インターチェンジアクセス道路の延伸計画については、インターチェンジの機能を最大限に生かして行くためにも、残り計画区間約2.6メートルを早急に整備する必要があると考えています。

このアクセス道路は都市計画道路としまして県が決定し事業主体となっています。機会ある毎に早期の整備を要望しているところでございますが、県もこの延伸計画の重要性につきまして理解しているのが現状で、町としましても延伸に鋭意努力している状況でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町が決定した直方・鞍手線のバイパスとしての道路ですが、県としてはどうしてこれから先の整備について、何がネックとなって今のところは出来ていないのか、その辺はどのような回答が来ていますか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

端的には予算の問題です。社会資本、国から来る予算が30%カットということで、非常に福岡県全体を見ますとどこもそういう要望が強いということで、県の整備土木課長あたりは言っています。確かに県に係わる全体の予算が相当削減されている。

また東日本の震災、台風12号と、非常に大変な時期になっているということで、予算があれば重要な路線でございますので、それは出来るかなと思っております。国からの予算が縮小されているというのが一番の原因であろうと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

一番の理由は予算がないというご答弁でしたが、予算がないと困ってしまうのですが、今のご答弁ですと全く見通しも立っていないというような感じです。

最初に言いましたように、鞍手の東西軸、南北軸の大動脈となる幹線道路の整備の話ですので、これも必要性について1にも2にも鞍手町が姿勢、熱意を示して、町長にご尽力を頂くしかないのです。このまま見通しが立たないとなれば、用途地域の見直しについても、ゾーニングにしても遊休町有地の活用にしても、全てがこの辺がネックになって来ます。これについては優先順位もあると思いますが、優先順位の最上位に付けて頂いて、是非とも早急な整備をお願いしたいと思います。

先程、北九州・鞍手線の中で質問をし忘れましてので、後返って申し訳ないのですが、(2)のところでは。

北九州・鞍手線の一部が町道本町・今村線にまだなっています。町道本町・今村線は街路

決定をしている北九州・鞍手線の規格というか、幅員が満たしているのか、道路の構造上街路としての要件を満たしているのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。町道本町・今村線は、中山本町の交差点から堤防までの間が今のところ町道でございます。北九州・鞍手線は、北九州側については北九州が決定した都市計画道路、鞍手側については鞍手町が決定した都市計画道路という位置づけでございます。決定した町が事業主体となるのが本来の姿でございます。

構造上は、都市計画道路というのはバイパス、アクセス道路が来ています。これが市街地の場合は両歩道ということで全幅約15メートルだったと思います。用途地域を外れますと片側歩道の12メートル道路が基本的になると思います。整備する時点ではこの基準に基づいて実施するか、或いは歩道幅員については地域の実情に合わせてという方向性も出されていますので、その辺は若干変動があると思いますが、基本的には構造上に則って整備をするというのが基本でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

そのバイパス道路の時に有った資料では、標準の都市計画道路としては第4種道路、用途地域内では18メートル、用途地域以外では第3種道路として15メートルというようになっていたようです。それで今の町道本町・今村線では、その幅員がないのではないかと懸念をしていましたのでお尋ねをしたところです。

それが標準の幅員で、地域に応じて変えられるのであれば今の通称産業道路でもいいのですが、やはり街路決定して、そこに計画交通量がどれくらいあるかというようなことから、その基準を満たしていないというのであれば、そこについても整備が必要かなと思います。その辺についてご答弁があればお願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

現在の幅員を正確に覚えていませんが、片側1車の歩道が若干狭いということで、8メートルから9メートルだったと思います。都市計画道路として整備するようになれば、今の基準に従って整備するということになります。

ただ現状は筑豊本線の跨線橋を含めて、現在泉水の県道までを決定しています。これについては何十億という規模になりますので、先程町長が答弁申し上げましたように、福岡県の支援をとることが一番大きなものになって来ると思います。これを町単独でやるには余りにも大きな事業であるということで、北九から接続するという広域道路という観点から、

ここは県の支援を受けて整備せざるを得ないと考えています。

県が事業をある程度となつて来れば、都市計画道路として整備するのか、道路維持管理上整備する、通常の道路改良の2通りが選択肢としてあります。これは現時点ではどちらということも申し上げられませんが、その状況によっては幅員についても変動があるということもあり得ます。今の時点で町が整備するにはあまりにも事業費が大きいということで、どうしても県の支援が必要であるということでご理解頂きたいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

小さい1番から3番までお尋ねしましたが、いずれにしても多大な予算が掛かることだし、町単独では出来ないことでもあります。当然県の支援の下に整備して行くということになりますので、何度も繰り返すことにはなりますが1にも2にもこれは町の熱意と、将来がかかっていることですから是非ともその辺、非常に町民の方の期待がある東西軸、南北軸ですので、是非ともその辺をご理解頂いて、早期の実現を目指して頂きたいと思います。

続いて(4)ですが、都市計画用途地域の見直しとゾーニングということで質問をさせて頂きます。

これは先程も言いましたように、後期の基本計画の中にあります用途地域の見直しや、地域の特性に応じたゾーニングを行うというふうにあるのですが、これについて町としてはどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

用途地域の見直しにつきましては、平成20年8月に鞍手インターチェンジ供用開始を見据えまして中山地区の中心部の用途の見直しも行っています。今後はゾーニング及び用途地域の見直し等を行うということをしていきます。これについては県の認可等々があります。もう少しゾーニングを20年度にしたかった訳でございますが、ここも地権者という関係が発生しまして今回は辞退しようとか、いろいろな状況がありますので、町が強引に持って行っても地権者と地域が噛み合わないと思っております。

用途地域の見直しについても鋭意見直しの準備作業をしているという状況でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今ご答弁がありましたように20年に一部用途地域の変更をしました。これも彼処の交差点の限られた地域です。コンクリートの製造会社がなくなったということで、その辺を含めての用途地域の見直しでしたが、ここにあります用途地域は、最初は昭和60年にこれをされています。それから何度か見直しをされて来ていますが、一部変更が主で後法律の改正そ

の他によって見直しをされていますが、全体的な用途地域の見直しについては、それ以後されていないのではというふうに思います。

人口も当時から比べると随分減って来ています。今の鞍手町の状況、現状に見合った、また将来どういう町にしたいかということも考え合わせて、用途地域の見直しを含めたゾーニング区分をして行くことが必要ではないかと思います。いずれにしても鞍手町が変わろうとするというか、端境期というか、潮目というか、今までの鞍手町にあったものから、将来の30年、50年を見据えた鞍手町をどうしようかというような大目標を掲げた上で、鞍手町のそういった計画を立てて頂ければと思います。

1番の最後になりますが、いろいろと質問をして来ましたがインターチェンジが出来ても町民の方からはあまり活用されていないのでは、確かに便利になっていますが、町の活性化に繋がっているのだろうかというような話も聞きます。

今後、橋は何時架かるか定かではありませんが、この橋を生かした町づくりも必要だろうと思います。そういった計画の見通しがなければ、橋は架かったが鞍手町から町外に出て行くのに便利になったが、町外の方が町内に来るにも何にもないという形になってしまえば、町の活性化にも繋がりませんので、その辺も考えた上で今後の整備についてご尽力を頂きたいと思います。

次の質問に移ります。遊休町有地の利用計画についてということで、中山用地、小牧用地について質問したいと思います。

中山用地ですが、これは6月の議会の中で開発申請の事務委託料として予算が上がっていました。ここを工業用地として造成するということでしたが、何時工業用地としようというふうに決めたのか、また工業用地とする根拠は何なのかについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

中山西区の関係についてと小牧地区のある一部のところも計画としては上げていました。小牧については小牧地区の方の反対者によって出来ないようになったという経緯があります。そういう中で西区の方も今回はどうしてもして行かないといけないということで、今計画を立てて、県の申請許可を貰っているということで、概ね許可は十中八九出るのではないかという状況でございます。

何で工業団地にするかという根拠は、彼処は軟弱地盤であるから住宅用地としては非常に、町が造成した場合は地下の不陸等々が問題がありますので、その辺は工業用地が一番だと。工場の建屋内において工場に合うような地下の改造、地盤の改造等が出来ますので、一番いいかなということで根拠はそういうことです。

住宅にしますと後で不陸等が起きましたら、後ずっと町が関わって行かなければいけないという問題があるということをつけ添えておきます。以上です。

○議長 川野 高實君



岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

軟弱地盤だからということですが、軟弱地盤であれば大きな建物が建つにはより適さないのではと思います。

先程の用途地域を見ても、用途地域の中に準工業地域というのがありますが、これも星電、鉄工所、ひょっとすれば浄水場も入るのかなと思います、そういったところを準工業地域として指定をしています。

県の農業試験場跡地までは準工業地域として指定はしているのですが、農地については白地になっています。6月議会の中で農業試験場跡地については宅地にしようかという話もありました。準工業用地としての用途地域としても離れて来ますし、ちょっと周辺を考えれば、私は工業団地としてはそぐわないと思います。それで根拠をお尋ねしましたが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

現況としては、今は農地になっています。用途変更というのはもの凄く労力を掛けています。そういう状況の中でやって行く。中山の一部を用途の見直しをしたが、あれだけするのに1年半を掛けました。というのはどういうことかということ、県と地元はギャップがあります。県はこういうところを地域にきなさいと。自治体を無視してこの辺がいいと。そういう中で町と県は相反するところがあります。そのやり取りに非常に時間と労力を要するのです。県に行って交渉した中でお互いに、片や国の政策、片や町という、すったもんだの中で出来て行っているということです。

町が農地を持つということもいろいろ問題がありました。過去の歴史の中で早く手続きをしておけばよかったのですが、農地として町が持つということにも問題があった。そういう中でいろいろ協議を進めながらテーブルに着くのに相当時間が掛かっていることをご理解して頂きたい。

やはり軟弱地盤は、工場でしたら大きく作れば作るほど基礎を打って、それに耐えられるだけの工場を作るわけです。

宅地はそんなことをしていたら、ランニングコストで平方メートルの単価が高くなって買い手がいないですよ。そういうこともご理解して頂いて、企業の方が企業に合うような土地改良、基盤改良をして貰うという形が一番いいのではないかと思います。

複雑な県と町の中にいろいろな問題があるということもご理解して頂きまして、説明とします。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

県とどのようなやり取りをされたか分かりませんが、周りの環境を見て頂ければ、新たに彼処を工業団地とするような環境ではないと思います。特に都市計画のマスタープラン、先程から何度か紹介していますが、その中で用途地域内での都市基盤の整備を優先し、コンパクトな市街地を作るとして、工業地は現在の工業団地を主体とし周辺の住宅、商業地と調和させて行くために緑地帯等を設けて、工場が周辺環境と調和するように配慮するとマスタープランの中にそのようになっているのです。マスタープランからしても、彼処は工業地にそぐわないのです。あそこを工業地にするということ自体が、鞍手町が策定している計画とは合わないのです。県とのやり取りは分かりませんが、鞍手町が今まで作って来たものを踏まえた上ですべきだろうと思います。

今まで元町長のご尽力が得られていない話ばかりでしたが、今回は凄く熱心に県と折衝をして頂いて、ここを工業地にしようということですが、私としてはそぐわないと思います。

ここを売却する場合に土地の改良にお金が掛かると言われていましたが、今は現状農地、田を売却する場合不動産鑑定を必要としますが、現状の農地で不動産鑑定をし、売却するのですか。それとも造成をした後不動産鑑定をし、売却しようとしているのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

造成という前提条件で行っています。造成後の不動産鑑定をやるということです。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それであれば造成費に幾らお金が掛かるか分かりませんが、地盤自体を宅地に、私は宅地が適切かなと思います。もっと言えば、公共施設でもいいのではとも思っておりますが、そこに、土自体は只で国から貰うというような話ですので、それにプラス町が地盤を整備して宅地でもやれるようなことを考えてもいいのではないかと思います。

私は彼処を通る度に、ここに例えば大きな建物が建った場合に周囲の環境としてどうかと思いますと、どうも似つかわしくないと思います。先程も言いましたように30年、50年の長期の見通しに立てば、あそこは中学校もありますし、住宅地としても最適な地域でもあると思いますので、是非ともお考え直して頂ければと思います。

彼処を工業団地にはそぐわないという理由として、例えばインターチェンジがあります。インターチェンジから中山用地に行く場合の動線、どの道路を通るか、またはトヨタ関連の会社が来たとした場合に、トヨタ九州から今の中山用地に来る場合どの道路を通過して、どのように用地に行くか考えて頂いたら分かると思いますが、大型車はなかなか通れないのです。

前の道路は石松建材店の前で塞がっていますし、本町の細い道をどうしても通らないといけません。又は本町から真っ直ぐ来たにしても本町交差点があります。先程お尋ねしたようにバイパスについては見通しも立っていないというような状況です。インター

から用地に行くのに道がないのです。小牧までグルッと回って行くなら通れないこともないでしょうが、それもなかなか難しいでしょう。トヨタ九州から来るにしても、西区の狭い道路を通って行くしかないのです。

いずれにしても周辺の道路整備がまだ十分に、工業団地として大型車が通れるような環境には整備されていないというふうに思います。それで重ねてご検討をお願いしたいと思います。

ご答弁があればお願いいたします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

道路整備についてでございます。造成するには道路整備をしなくてはいけない、それも着々と準備を進めて行くという状況です。そういうことで1つはインターの取付道路の早期着工ということで、財政問題もいろいろありますが相当努力はしているのです。していますが、今日明日ということには相成りません。

あの道路を使うとするならば、抜本的に都市計画の中では、あの道を通って郵便局を通して泉水へ抜けるという計画になっていますが、その前に前段として道路整備があるというふうに認識していますので、作る以上は安全確保で走らないといけないと思っております。

以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

そういうことでバイパスについては早期に完成して頂くようにご尽力の程お願いします。最後になりますが小牧用地についてです。これについては昨年もお尋ねしましたが、まだ計画も見えません。この用地についてはどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

小牧用地については、現在第1種中高層住居専用地域として用途指定がされていますが、この用地の範囲では住宅、若しくは病院や学校等の公共施設の建物に制限されています。周辺地域の用途指定を考慮しますと、大きく用途変更することは難しいと考えていますので、この用途の範囲内の中で有効な利用計画を考えて行かなければならないと考えています。

以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

この用地についても22億6500万という多大な資金を投じて取得した用地です。当時、町長はこれを売却して回収するというので町民の方にご理解を頂いていたのですが、今の

地価を勘案しますと、それも難しいだろうと思います。

その金額と同等という同じような価値のある使い方、またそういった計画を是非とも今後立てて頂きたいと。その際には当時の公共用地の検討委員会の中で、検討委員会を立ち上げて住民を含めて検討するというような答弁もありましたので、検討委員会を立ち上げて頂いて計画の作成に当たって頂ければと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時30分

再会 14時42分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

11番議員 宇田川 亮君の質問を許可します。

○11番 宇田川 亮君

通告に従いまして大きく2つの点について質問をいたします。

まず1点目は防災対策についてです。町の方の防災無線など防災計画の見直し等を今からやられて、目標に向けて整備をされていくのだらうと思いますが、今回は特に避難場所の整備についてお伺いします。

3月11日の東日本大震災から半年が経ちましたが、警察署発表で避難所での避難者数は、1週間後で約40万人、1ヶ月後で約15万人、4ヶ月後でも6万人弱の方が居られるということでした。そこでお尋ねしますが、町内の避難所の数と耐震化はどうなっているのか教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町内の避難所については地域防災計画及び水防計画で指定しておりますので、耐震基準への適合状態と合わせて担当課長に説明させますのでよろしく申し上げます。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

お答えいたします。

町内の避難所は町立学校9施設及び中央公民館、武道館、町立体育館、総合福祉センター、隣保館の5施設。合計で14施設を指定しております。

耐震化については昭和56年6月1日に改正施行されました建築基準法施行令による新

耐震基準への適合状況で申し上げます。

学校の校舎については今年度行っております剣南小、新延小及び豊翔館の3校の耐震補強工事が完了すれば全ての校舎が基準に適合することとなりますが、学校の体育館で基準に適合しているのは、現状では剣北小学校と室木小学校の2つの体育館のみです。

中央公民館、武道館、町立体育館、総合福祉センターについては基準に適合しておりますが、隣保館は適合していません。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

本町の職員も被災地へのボランティア活動にも参加されていますが、県内でも多くの方がボランティアに行かれています。私もそういう方々から被災地や避難所の様子等をお伺いしました。その中の教訓として避難所での問題があるそうです。避難所には多くの被災者が避難されますが、水道、ガス、電気等のライフラインが切断されると食事とトイレが最初の課題となります。食事については被災を免れた住民やボランティア等の炊き出し、支援物資も届き始めます。電気も比較的早く復旧しています。しかし食事と共に排泄は人間にとって大切な行為です。トイレ問題は身障者をはじめ、高齢者や女性にとって特に深刻です。またプライバシーも守られなければなりません。町内の避難所の問題はトイレのスペースが狭い、トイレの数も少ない、洋式トイレが無い、多目的トイレが無い等が挙げられます。

文科省は震災を受け各教育委員会に対し、小中学校に貯水槽やトイレの整備等を求める告示を5月24日付けで出しておりますが、トイレの整備と貯水槽もしくは井戸の設置等は緊急の課題だと考えますが、町長の答弁を求めます。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

震災の場合はライフラインに大きな被害をもたらしますので、水道は使えないという想定はしておかなければならないと思っておりますが、被災地では救援物資や自衛隊の給水車等で供給して貰えるまでに数日間を要している。そこまでの間を凌げる水の確保手段が必要だと考えております。

被災者が最初に困るのが水洗トイレを使えない状況だと言われております。避難期間が長期化するようであれば洗濯などに使う雑用水なども必要となります。地域防災計画の中には被災時の給水計画も含めておりますが、東日本大震災の実態に照らして見た時に残念ながら現在の内容では不十分だと痛感しております。よって被災地の実態を教訓に地域防災計画の総点検及び見直しを進めて行くことにしておりますので、その中で水やトイレに関する課題は優先度の高い検討事項になると考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

トイレと水の関係は優先度が高いと言われました。現状も特に小学校のトイレについては子ども用に出来ているものばかりなので、大人がなかなか出来ない。もしくは身障者等は全く出来ない状況なのです。防災計画の見直しと共に優先順位が高いということで整備は図られるのですが、ここは緊急性が高いと思います。いつ災害が起こるか分からない状況ですので、そこは計画的に緊急に整備していく必要がある。小中学校の統廃合等も考えておりますが、避難所自体は統廃合になっても今ある施設は避難所のままでいくのではと思います。

同時に今運動会シーズンですが、運動会の中でもトイレの数が少ないとか狭い、身障者やお年寄りが出来ないという状況もありますから、他にも使えるということもありますので、是非トイレの整備は緊急にやって頂きたいと思いますが、もう1度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

基本的には今の公共施設、現有施設を使わせて頂くという形にはなると思います。そういう状況の中で公的機関、公民館、小学校、中学校等のそういうものが不具合ということになれば、その辺も検討しながら防災計画を進めて行きたいと思っておりますのでよろしく願いします。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

もう1つ水の問題ですが、先程給水車が来るまで数日掛かるという話もありましたが、貯水槽はなかなか難しいところもありますが、井戸は検討する価値があるのではということで、他の自治体でも検討されているということもあります。ぜひ鞍手町でもそのことも含めて検討して頂きたいと思いますが、もう1度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

田舎の方は昔からの井戸がありますから、それを整備すればある程度緊急避難的なものは出来ると思っておりますが、団地は特質な三菱炭鉱という問題の跡の団地でございますので、井戸を掘って水が出るかどうか私も経験したことがありませんが、その辺が問題だと思います。

受水槽もいろいろ検討しましたが、人口1万7千人の水を確保するということは大変だと思っております。各家庭におかれましても災害に備えて非常食や水も、備えあれば憂いなしで少くらは家庭でも心構えは持って頂きたいと思っております。仮に中山地区で井戸を掘って水が出たとしても鉱毒性が強くて問題があるのではと思っております。そういう状況になった場合は昔の田舎の井戸を極力整備して頂いて、被災者に水を供給するというごさい

ます。

良い例が古月地区には公共下水も入って来ております。水道料金が上がらないという実態もありますが、それはどういうことかと申しますと、井戸水を非常に有効活用されているということも考えられます。そういうことを踏まえながら、もう少しどういう所に井戸があつて水が出ているかなど考えながら、防災計画の位置付けをしたいと思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

私が言っている水の確保と井戸の関係は、避難所に於ける水の確保という意味で言っていますので、各家庭で水を貯水していたとしても避難所に行かれる方は家に帰れない状態ですので、避難所での給水対策を是非やって頂きたいという意味で言っていますので、その辺を防災計画の中で検討して頂きたいと思います。

次に税金収納対策についてお尋ねします。町はこれまで差し押さえを行うのは悪質滞納者に対して行うと言ってきました。悪質滞納者とは払えるのに払う意思がない。話し合いにも応じない。そういう方ですと言われてきましたが、基準について再度お尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

基準ということになりますと、明確な基準というものは鞍手町にはありませんが、一般的にはどういうものをもって言うかというならば、長期に亘って督促状や催告書が無視する。特別な事情もなく納税しない。納税資力が有りながら納税しない。或いは少額の分割納入にしか応じない。更には誓約書の内容を守らないという人を言葉が適当か分かりませんが悪質滞納者としております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

以前聞いた時よりも、悪質滞納者の基準は設けていないということですが、私が今迄聞いてきた質問に対しての答えよりは项目的に増えてきていると感じます。この間家宅捜査、差し押さえを行っていますが、最終的には町長が判断を下すわけですが、現場での判断とそれに至る迄の経緯を教えてくださいたいと思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

最終的には私が決裁しますからそういう形になると思います。税務の方で県の指導を仰ぎながら差し押さえ等をこの頃やりだしたという状況でございます。いくらやっても悪質といっても堂々巡りになるから県の方は滞納分を収納するために、県の指導としては家宅捜索に

入って収納してくださいという指導があつているということは事実でございます。その辺はご理解して頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

滞納者は戸別に居られるわけですが、県の指導が入るということでそのまま鵜呑みにするのではなくて、町の職員は町民と度々顔を合わせるのです。そういう中で差し押さえというのは最終手段で、これをやるなどとは言いませんが、滞納者と話が出来るのであれば懇切丁寧に理解と協力を求めるということが必要ではないかと思えます。私は今回知っている部分については誓約書を書いて払ってきていましたが、前年度途中でその支払いが滞っていました。今年の1月、2月、3月と差し押さえになりますという通告があつたようですが、本人はそれを知らずに分納を続けてきたわけです。これを、職員がこのままでは差し押さえになりますとか連絡が取れるのであれば、その辺の理解と協力を求めるということがまず必要だと私は思うのです。差し押さえの通知を出す時も普通郵便で出しています。ここは最低でも配達証明もしくは内容証明等で送るべきだと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

郵送についての仕様でございますが、その辺については担当課と協議をしまして、どうするかと。今ここでどうするかという回答は差し控えさせて頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回の方は差し押さえになりますということを知りませんでした。急に期間が切れて差し押さえに入られて、本人が言うには県の職員も含めて7～8人に家宅捜索に入られたということで、それが終わった後に家を探したらそういう通知が来ていたと。娘さんからお金を借りて支払ったら今度は親展という印鑑まで捺して通知があつて、馬鹿にするなというくらい怒っていました。払えば親展で送る、通知をする時はただの普通郵便で送るというのではなくて、先程言いましたが懇切丁寧に話し合いを重ねて払って貰う努力をやって、その上でどうしてもそういうことに全く応じないとか払う意思がないとかいうことであれば、それは差し押さえをするのが当たり前だと私は思いますが、その辺を県の指導があつたからといって、そこは町民と膝を付き合わせて話し合うといった意味で、もっと努力をするべきではないかと思えますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君



職員は努力をなささいということですが、私も担当職員にいろいろと聞きました。努力をしていると言っておりますが、そこに払う人と貰う人の間に意思の疎通が欠けていたとするならば、今後は見直して行かなければならないと思っておりますが、収納の方法等については、未納者から誤解を受けないように努力はしていかなければと思っております。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回差し押さえに入った時は朝の7時半に7～8人押し掛けて入ったみたいですが、その時間に7～8人が入るといことは、それだけ残業も付けると思うのです。7時半に居られるということが分かっているのであれば、その以前に7時半に誰か職員が行って話をすれば良いと思うのです。そういうことをやって、その上で差し押さえに踏み込むなら踏み込むということも考えられるのではと思います。本人は差し押さえをされるという意識も全く無いままいきなり踏み込まれたら町民との信頼関係も損なってくるわけですから、そこまでの努力を是非やって頂きたいと思います。

庁舎内に家宅捜索を行っていますという張り紙を机の上や壁や柱等に張っていますが、この張り紙は脅しでしかないのです。これは何の意図があって張り紙をやっているのか教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

庁舎内に張り紙がしているということで、対象者は税金を払っていない方ということになると思いますが、納税意識を高めるという目的を持ってしていると聞いております。張り紙そのものが良いのか、どうあるべきかということは質問者の意図がはっきりしませんが、改善しなければならないところはしなければならないし、それについて検討していかなければと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

先程も申しましたが、これは脅しでしかないと思います。納税意識を高めるということですが、払わなければ差し押さえしますと全町民に向かって悪質な滞納者に向かってだけではなくて、庁舎内に張っているということは誰でも目にすることですから、そういう意味では脅して納税意識を高めると私は思うのです。そういうことについてはやるべきではない。それから中身について問題なのです。副町長はご存じだと思いますが、今は写真を差し替えておりますが、実際に家宅捜索に入ったところの写真で黒く塗りつぶしていましたが、絨毯が写ったりして見る人が見れば分かるような写真を載せていた。プライバシーの侵害以外にもものでもないと思います。そういうことも意識せずにただ納税意識を高めるだけというこ

とで庁舎内に張るといことはいかがなものですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

質問者の趣旨は私なりに理解するのですが、町民の方に納税してくださいという手段だと思っておりますが、これが恐喝や恫喝のものであるとすると改めるべきところは改めなければならない。しかし納税は日本人の義務だから、その辺もご理解頂きたい。行き過ぎがあったかについては私が張り紙を1枚1枚見て廻るわけでもないから、そういうことも含めて質問者が言われる問題については改善をすべきところはしなければなりません。しかし納税はしてもらわなければならない。こういう気持ちでございますのでよろしくお願いします。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

収納対策は福祉関係と違いましてやればやるほど恨まれるといったところがあるのです。それはわかるのですが、納税意識を高める上で、そういった家宅捜索を行っていますというような張り紙は行き過ぎではないかと私は思います。まじめに税金を払っている方に対しても目に触れるわけで、先程のプライバシーの保護の問題と合わせてもそういうものは張るべきではない。もう1つ中身で言ったら九電のやらせメールではありませんが、聞けば職員の車を差し押さえたような形で職員の車の中を写している写真を載せているではないですか。こんなでたらめなことはないですよ。そういう意識を収納対策の方も改めるべきではないですか。そこを是非指導して頂きたいと思いますがどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

その辺については今後担当課と協議しながら誤解のないような方法を取っていきたいと思います。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

最後にもう1度ですが、納税意識を高めるということはきめ細かい対応なのです。それと訪問、電話も含めてですが、そういったきめ細かい対応で納税意識を高めてもらう。実際にまじめに払っている方までそういった脅しのようなポスターを貼って納税意識を高める必要はないわけで、そういったことも含めて改善等きめ細かい対応をお願いして私の質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で宇田川 亮君の質問を終了します。

次に5番議員 田中 二三輝君の質問を許可します。

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

通告書に従って一般質問を行います。

あの東北の大震災から半年が過ぎようとしております。被災地の方からのメディア等の報道やいろいろな声が届けられている中で、行政関係のデータが失われたことで当該地域では多くの支障が出ているという報道がされておりました。本町ではこの10月から電算の新システムが稼働されるということですが、データのバックアップはどのような対策が講じられているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

電算システムを活用していく上で、住民情報や行政情報等の重要データを大量に取り扱いますので、災害や不慮の事故に備えたシステム保護対策、セキュリティ対策の重要性は十分に認識しております。対応状況については担当課長に説明させますのでよろしくお願ひします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

現在の電算システムのバックアップについては、毎日メインサーバーからバックアップサーバーに全てのシステムを保存いたします。それと同時に外部媒体の記録テープにも保存する2段階の方式を行っており、この記録テープについては厳重に保管をしております。来月から本稼働します新電算システムに於きましては、現在のバックアップ方式に定期的に保存媒体を厳重なセキュリティの施された耐震構造のデータセンターの方に搬送して管理する方法も加えまして、3段階の方式とするようにしております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

10月からの新システムでは定期的にデータのバックアップをされるということですが、その保管場所はいわゆるデータセンターと理解してよろしいのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

保管場所はデータセンターということです。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうしますと例えば震災等でバックアップデータを利用する場合には、定期的な保管ということですので、それが1週間なのか数日なのか分かりませんが、その間のデータを入力すればデータは復旧出来ると理解してよろしいですね。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今議員が言われたとおりです。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

それでは中央公民館や学校関係、また各課の職員の方々が日々ノートパソコン等、机で作業をされていますが、それらのデータはバックアップ対象ということに考えられるのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

職員が作成しましたパソコンのデータ全てが対象でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

中央公民館や学校関係のデータはどのようになっているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

中央公民館の分については対象になりますが、学校はそれぞれが管理しております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

データのバックアップ状況については行政データや文書データ、いわゆる住民データ等もバックアップ対象ということですが、学校関係のデータがシステムから離れているというのはどういう理由ですか。

○議長 川野 高實君

教育長。

○教育長 山本 喜久男君

学校関係の情報データのバックアップについては、現在学校に設置しているサーバーは複

数のハードディスクを組み合わせたもので、レイド方式を使用しております。1つのハードディスクが故障した際でも他のハードディスクでカバー出来るようになっております。

しかし本体が全部故障したという場面があるかと思いますが、特に重要なデータについてはUSBメモリーで保存して金庫に保管しております。金庫内の情報管理は管理職がおこなっております。尚重要な書類と申しますのは、学校はほとんどがペーパー文書保存でございます。例えば生徒指導要録、通知表、健康診断表、その他9つほどございますが、これは全部金庫に保管しております。そういった形で保存しているということを報告いたします。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

学校関係のデータというか学校関係のシステムが、今回の新システムとは違ってそれぞれ単独でシステム化されているので、この新システムには乗っていないと理解をしたいと思います。データの管理、日常の管理等についても学校の場合はペーパーベースで管理されていると考えさせて頂いておきます。その管理については徹底されるようにお願いします。

続きまして話を電算関係に戻させて頂きますが、データのバックアップ対応については確認が出来ました。データはデータセンター等にあると理解しておりますが、この役場のシステムが稼働出来ない時、バックアップシステムというのはどのような対応をされているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

稼働出来ない時というのは本庁舎のサーバーがダウンしたとかいう場合を想定されてと理解しますが、こういう場合当然データセンターから情報を入れるにしても、現時点では光ファイバー等で接続しておりませんので、持ち込みということになると思います。その辺がどういった状況でどう対応をするかという詳細についてはお答え出来ませんが、情報についてはどちらがダウンしても何かあっても必ず復旧出来ると考えております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

データは確かに保存が出来ているということですので、何らかの形でカスタマーセンター等で、同じようなシステムがあればデータの取り出しは可能になると理解してよろしいのですか。もう1度確認させてください。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

議員が言われるとおりでございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

電算センターの場合電算システムは多くの場合稼働中に電源が急に遮断されたという障害が発生することが想定されますけれども、私が15年くらい前にシステムの方の話を聞かせて頂いた時には、電源が急に落ちた時にはシステム自身がダウンしてしまう。尚かつデータだけではなくてシステム本体の中に入っているソフトも影響されるという話を昔聞いておりました。そこでこの10月からの新システムでは電源が急に遮断された時の応急処置というものは何か講じられているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

詳細には分からないのですが、現在も事故等で電源が落ちた場合、基本的にサーバーがダメージを受けないようにスローダウンするようにバッテリーによって対応していると聞いておりますので、新しいシステムでもスローダウンで急激にシャットアウトしないというシステムで対応出来ると聞いております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

バッテリー等がどういった予備なのか私も分かりませんが、そういうシステムが組み込まれている。そして正常にシステムを終了させるだけの時間の範囲内ではそのバッテリーで十分に対応出来ると理解させて頂いてよろしいですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今言われるようにサーバーがダメージを受けないための時間的な部分でバッテリーが作用するということで間違いありません。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そのようなシステムになっていると聞きましたので多少安心をしました。特に急激なシャットダウンは恐らくカスタマーセンター、SE、CE等がテストをしていると思いますが、タイムラグがなく、そういうバッテリーシステムが稼働するということを十二分に確認しておきたいと思います。

次の質問に移らせて頂きます。避難所に指定されている公共施設についてお伺いをいたします。東日本大震災で避難生活をされていた方々からの情報の一部に、避難場所の環境につ

いろいろなお話をお伺いしております。避難場所では換気が悪く空気が淀んでいるような気がした。夜は真っ暗で言いようのない不安が襲ってきた。夜が怖かった。また親しい友人の話では、思い出したくもない。夜の暗がりです苦しさを感じたというような声が私の下に届いております。そこで本町の避難場所に指定されている公共施設の空調設備と自家発電システムの設置状況について教えて頂きたいと思っております。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

町内の避難所は14施設を指定しておりますが、この内で空調設備を設置しておりますのは中央公民館と総合福祉センターでございます。自家発電装置を設置している施設は中央公民館、町立体育館、総合福祉センターと3施設ありますが、屋内消火栓用の加圧ポンプや浄水用加圧ポンプ専用の電源となっております。総合福祉センターの自家発電装置の場合最大6時間の発電が可能です。最小限の照明等を賄える程度で、非常用照明や避難誘導灯が賄える程度ということになります。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

電源の確保ということには多少至っていないのかという懸念がいたします。町長ご自身にお聞きしたいのですが、そういう施設、避難所等の電源の確保と、その必要性ということについて町長ご自身はどのようにお考えでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

必要性はあると思っております。実態はということになると、その辺は財政上の問題等がありますので、必要性は当然あります。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長も必要性を感じて頂いているということですので。そこで被災された方々にはお見舞いを申し上げますが、その方々のご意見を参考として、電源確保と空調設備の設置をご提案したいと思っております。これは先程町長もおっしゃいましたが、財源等も関係いたしますので、かなり時間が掛かる課題ではないかなと思っておりますが、これらの実現に向けた努力が必要ではないかなと思っております。

そこで最近話題になっていることですが、電源確保では太陽光を利用した発電システムを私は思い付いたのですが、平時は施設の電源として使用し、更に蓄電することで非常時にも利用可能な電源を確保出来るという特色をもっている太陽光発電システムの導入についてどの

ようにお感じになっていきますでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

電源開発ということで原発からエコ、人的被害のないようなものにしないといかんと。いろいろ私も町長会でも原発の状況を、福岡県は一番被害を受けるという状況の中で、県の方にも申し入れをします。ただ、太陽光、いわゆるエコ産業、風力とか潮流とかいろいろありますが、それを企業化するのをどこがやるかということについて、国も総論的にはやらなければならない。しかし各論になると自治体はそれだけの資力がないですね。しかしそうはいながら県、国等に福岡県は特区にして頂いて、その中でエコ産業、太陽光発電等に取り組んで行くべきであると。しかし技術の問題点が相当あると私も勉強する過程で思っております。出来れば非常に良いかなといろんな面で勉強させて頂いている状況でございます。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

町長も前向きなお考えであると理解をさせていただきます。

町長は以前から子どもは町の宝であるとおっしゃっていました。特に学校関係、この猛暑の中、子どもたちは授業を受けております。空調が完備されていない校舎で授業を受けていますが、何とか子どもたちに空調の完備した校舎で授業を受けさせてあげたいし、非常時には少しでも気の休まる避難所のご提供というふうにもつながるのではないかなと私は考えております。空調設置には是非積極的に取り組んで頂きたいとお願いを申し上げます。

最後に避難時の避難誘導について質問をさせていただきます。先日都内では通勤時間帯を利用した大がかりな避難訓練が行われていましたが、鞍手町においては避難訓練をどのような形態で行っているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

避難誘導については地域防災計画の中の避難計画で定めていますが、各地域で有効に機能する組織や、体制づくりが特に重要であります。本年度本町は福岡県から自主防災組織設立モデル地域に指定されています。各区を単位とする自主防災組織の設立に向けた組織を10月から始めることといたしております。

この自主防災組織は避難訓練や頭上訓練等を通じまして、災害時の避難行動等において有効に機能する組織となるように育成していかなければならないと考えております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君



町としては現在各区対象とした自主避難誘導、避難体制の確立を目指していると理解させて頂きませんが、それでは各課の職員の方々が災害時、この庁舎に例えば車が利用できないときなどの程度の時間で登庁出来るというふうに把握されていますでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

職員はいろんな所から役場に来られています。その時に何分で来るという把握はまだしておりません。アバウトに町内の方は分かりますが、町外の方はどうなるかは、非常事態は絶対に来られるという保証はないですから、その辺の状況によって異なるかと思えます。机上的にはそういう体制を作ってしなければいかんということですが、町としては防災計画の中に位置付けをしまして、そういうことも含めて今から検討していかなければならないと思っております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

非常時に頼りになるのは行政の職員の方々であるというふうに思いますし、避難誘導や声かけ、自力で避難出来ない方々への補助と色々なことがありますし、住民の方々も参加して頂ける各区の自主避難組織を確立されるのであれば、是非各区の住民の方々の安否確認の方法、避難誘導の方法、避難場所へ誘導が出来るような積極的な避難訓練の実施ということも視野に入れてご検討頂きたいと思いますが、いかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

地域防災計画の根底はそこにあって、それから展開しながらどうしたら地域の方々が安全かつ安心して誘導出来るかということは今からの作業になるかと思えますが、鞍手町の42区の中で地域に合ったものを今からやっていかなければならないと。非常に膨大な計画を作っていかなければならないと思っております。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

是非積極的な取り組みをお願いします。

非常時のけが人や病人については、町立病院を頼りにするのではないかなと思います。町立病院ではどのような対策を講じられているのか。特に医療スタッフ等の確保についてはどのような計画をされているのか教えてください。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

緊急時の医療体制については、患者さんの安全を最優先した対策マニュアルを作成し、患者さんの安全確認に努めると共に、緊急時における救急患者の受け入れ体制に医者及び看護師が24時間体制で勤務しておりますので、対応出来るかと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

病院はあるけれども治療が出来ない状況だけは避けなければならないと思っております。今のお話によりますと24時間体制で医療スタッフは要員として確保出来ているのだとお返事でございます。是非その辺今後の計画の中にしっかりと盛り込んで頂きたいと思っております。

病院ではそのような状況ですが、各避難場所でけが人が発生した時にどのような体制がとられるのかということに話題を変えたいと思っております。

各避難場所で病人やけが人が出た時に、現在鞍手町で現職を退職されたような看護婦、助産婦の方が何人も住んでいると思っております。そういう方々がご自分の体がどうもなければ避難場所で医療行為に当たって頂けるようなご協力が頂けるかどうか、常日頃から確認をし、例えばそういう方々にご登録して頂いておくという形で各避難所でもけが人の緊急対応が図れるのではないかとと思っております。是非この辺はご検討頂いて今後の現職を退かれても看護師の方のプロ意識、知識は持ち続けられていると思っておりますので、是非そのようなことをご検討頂きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

看護師さん等の経験者に災害に協力願うということですが、若干ボランティアの方もいるチームについてはそういう協力体制をとっておられますが、大事な意見ですのでボランティアの組織を通じて、非常時には協力体制が出来るメンバーの登録が必要ではないかと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

是非積極的によろしく申し上げます。

地域医療の要となる町立病院を含めた避難訓練や誘導の今後の積極的な取り組みを要請しておきます。

災害時の対応や対策は取り越し苦労で終わることが最も良いことだと私はそのように思います。取り越し苦労であってもしっかりと町はそのことに取り組んでいるのだという姿勢が、町民に対する安心安全につながるというふうに思っております。町長も同じ考えでおられると思いますが、災害時の積極的な取り組みに関し、もう一度お気持ちを教えて頂きたい

と思います。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

質問者が言われますように取り越し苦労が無駄で終わることが一番安心安全であろうと思っております。そのためには日頃から災害に対する意識の向上に努めなければならないと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中 二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

各被災地の方々から寄せられている情報、町の方が被災地に行かれた情報等を十分に考慮して災害時の対策マニュアルを今後積極的に取り組んで頂けると理解をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で田中 二三輝君の質問を終了します。

次に4番議員 仲野 守君の質問を許可します。

○4番 仲野 守君

久しぶりの一般質問でドキドキもしていますし、わくわくもしています。時間もたっぷりありますのでじっくりいきいたいなとも思っております。ひんしゅくをかいますので早く行きますかね。

通告に従いまして2点ほど質問させていただきます。

鞍手町の上水については多くを語るまでもなく夏場の臭気等改善が求められて参りました。住民のライフラインに欠かせない大切な上水の水質改善計画は町民にとって長年待ち望んだ要望事項ではないかなと思います。

今から質問に入る前に、まず浄水場改善に至る経緯を具体的に教えてください。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

お答えいたします。浄水場の改良工事は平成16年に水道水質改善検討委員会というのを立ち上げ、その中で検討して頂いて、最終的には現浄水場の改良が必要という判断が中間答申で出されまして、それに基づいて事業を進めているところであります。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

そういう経緯でしたか。違うのではないですか。

水道水質改善検討委員会が何故立ち上がったか。その結果をもって浄水場の改善工事でしょ

う。だから改善工事の趣旨をもっと具体的に述べて下さい。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

鞍手町の上水については取水源が浮州池でございます。浮州池は年々水質が悪化するということで水質基準が厳しくなった関係で、労働省の水質基準が変わったことにより、現状では水質を完全にクリアすることが出来ない状態が来るということを踏まえて、今回の浄水場の改良をさせて頂いたところであります。

その1点目としてはクリプト対策として浄水場、後は臭気項目であるジョスミンと2-メチルイソボロネオール、藻類を除去するために今回の前処理施設を作るという経緯になっております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

今日は傍聴者もおられるので詳しく教えて頂かないといけない。水道水質改善検討委員会が立ち上がったのは、平成14年に厚生労働省水道課の方から新たな51に亘る水質基準が出来たわけでしょう。それに鞍手町の水道が対応出来なかった。それで改善命令が出たのではないかなと思います。その結果をもって平成17年に水道水質改善検討委員会が立ち上がったのではないかなと思います。もう一度詳しくお願いします。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

今14年のことを厚生労働省からあったというのは聞き及んでいませんが、一度県の方から臭気項目について指摘を受けて、それ以降臭気項目について水質検査を毎月行うことという指導が来たということは存じております。

臭気項目については通常であれば年4回程度ということですが、町の場合は毎月臭気項目については検査をなささいという指摘を受けたということは聞いております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

水道の責任者の課長に申し渡しが無いということは、鞍手町の上水道にとって大変な問題ではないかなと思います。

町長さんにもお聞きしたいと思いますが、第4次鞍手町総合計画の中に良質で安心安全な水道水を作りますとはっきりと書いておられます。それについて何故改善を行うかという趣旨すら分からないというのは、言語道断ではないかなというふうに思います。

その中で水道水質改善検討委員会が、どのような検討を行ったのか具体的にお願いいたし

ます。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

水道水質改善検討委員会においては、1点目について水質について。本町は浮州池しかありませんので、新たな取水場がないかということを検討しております。

2番目に浄水施設について。現在の浄水施設は良質な水が確保出来ないという観点から、浄水場改良に踏み切るということでしております。

続いて排水施設についての検討がされています。排水設備というのは現在浄水場においては逆流等による排水部を全部放流することによって無駄が生ずるということで、排水を使用することで年間水量の再利用が出来るということで検討されているところであります。

次に水源についてですが、浮州池と木月池の水質検査を行った結果、基本的には浮州池も木月池も余り変わらない状態ではありますが、現況では木月池に変えることは費用がかかるということで浮州池を取水池にするという結論に達しています。

まとめとしては鞍手町の水道事業は54年に給水人口2万人、給水能力1万リューベで完成し、将来の人口増、公共下水道の整備等に伴う水量の増加に対して、対応可能な給水能力を維持しております。

平成17年3月、給水人口1万7272人、普及率90.59%になっています。

しかしながら人口の減少や水需用の減少による有水量の減少、西方沖地震をはじめとする大規模災害に備えたライフライン機能の強化等、事業経営の根底に関わる新たな課題も生じています。

また、遠賀川水系下流に位置する本町の地理的条件から来る原水の悪化という問題もあり、安全な良質な水を長期的に供給するため、これらの課題の検討を取り組まなければならないということでもあります。

施設の改善を検討された結果、施設の改善を行うということで結論を頂いたところであります。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

詳しく説明して頂きましたが、基本的な問題というのは先程言ったように平成14年に厚生労働省発表の新たな新基準51項目の中に、鞍手町の上水が3項目ほどクリア出来なかった。それがクリプトスポルジウム、ジョスミン、臭気の3項目です。その中でこれを除去しないと上水として駄目だということで、厚生労働省水道課の方から平成19年までの5年間で改善をなささいという改善命令が出たことにおいて、鞍手町水道水改善検討委員会が立ち上げられたのです。もう一度確認します。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

今言われるように水質基準が変わったことにより、臭気項目とクリプトは今まで鞍手町の上水では出た経緯はありません。2号濾過池においては砂層が少ないために、それが懸念されるということでクリプト対策として浄水の改良が必要であるということになっています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

改善に向かつての趣旨は良く分かりました。

当然水道事業に関しては企業会計故に水道料金に跳ね返って参ります。その中で改善工事が行われている中で何と何の工事が行われているのか具体的に教えて下さい。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

今回の工事の概要として、1番は高度処理として前処理濾過装置の構築であります。

これが砂濾過によって原水の濁度、微生物を90何%取れるという前処理場施設であります。

それと2号系濾過池の改修であります。2号系の濾過池の砂層が少ないために、先程申しましたようにクリプト対策に適合しないのではないかとということで、これの改良を行っております。

これも先程申しましたように水の再利用するための排水池の構造を行っております。

それに伴う汚泥の濃縮少の構築、それと天日乾燥の機械を設置しております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

原水を前処理して急速濾過池で今の病原細菌と臭気を除去すると。それと同時にこれは国、県からの補助対象がこれに関わってくるのではないかと思います。何故これを聞いているかという、補助金は補助金として頂いて、先程申し上げたように企業会計故に当然水道料金に跳ね返って来ます。補助金は除けて実質水道債で見えるものが金額いくらなのか。補助金対象と両方を教えて下さい。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

最初に補助対象となる物件についてお答えいたします。補助対象となる物件は前処理濾過槽、急速濾過池に関わるものについて全額補助対象、国費は対象額の3分の1です。その他の施設については、総事業費の4分の1が補助対象、その3分の1が国費ということで、国費総計として1億9577万8千円が国費として入ります。

続いて残りがほとんど起債となります。起債が5年据え置きで30年償還ということで、元利合わせて支払い金額は10億3千万円になります。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

前処理と急速濾過池で1億9千万円くらいしかないのですか。排水処理施設で約半分の補助対象となるのに全体で1億9千万円しか補助がないということですね。

では、後残りは水道債として住民の皆さんに30年償還で給水人口という形のもので水道料金が上がる料金が決まって来るわけですね。その中で今度浄水場の施設改善工事が行われていますが、施設改善工事と共に取水に関して、浮州池は細かく説明することもないけれども漂流水、土砂の流れ入りがかなりあっている。今三菱鉱業から水道事業を鞍手町が引き継いで約43年になります。その間漂流水が浮州池に流れ、土砂の流入がどれくらいあるのか。今から先30年間で償還と考えておられますが、浮州池は30年間保てるのかどうかお尋ねいたします。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

今の質問にお答えしますが、30年間保てるかということですが、はっきり言って蓄積の量がどのくらいあるかというのも測量等をやっておきませんので、今の段階でお答えすることはちょっと出来ないと思います。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

その中で水道水質改善検討委員会が平成17年6月に立ち上がったと。平成18年11月に町長に中間答申を行いました。その時には浮州池が水質について漂流水故に土砂の流出があるということで、当時の水道課長から町長宛てに意見書が提出されたと思いますが、それについて質問いたします。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

お答えいたします。将来の検討課題としまして、将来木月池を取水源として検討することを町長に申し添えますということが検討課題としてあげてあります。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

そこで町長にお伺いしたいのが、そういう意見書が出ています。43年使った浮州池の土

砂の流入等があります。水道料金を設定するに当たって第2の取水池も十分検討した上で水道料金を確立しておかないと。また新たな水道料金のアップに繋がるし、それと同時に今の浮州池が唯一鞍手町の取水場です。あそこを止められると町長が言われている第4次の総合計画も何もありません。その辺をどのように考えているかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

水質検討委員会において委員会の意見を尊重しながら今回も浮州池から水を取って、前処理をやって良い水を供給するという趣旨のものでございます。

しかしそれが出てくればいろいろ案がありまして検討委員会の意見を尊重して行政としてやると。将来浮州池から水を取るという前提条件でしているかということではないと。木月池から取るということをするべきことではないと。30年経ったらどうなるか。土砂が入って来るとするならば、その時点で考えればいいことであって、これで行けるという検討を得て、その意見を尊重したらどうですか。私はそれを尊重して第4次総合計画を。水と空気は生命に関わっています。そういう中で取り組んでいかなければならないと。これは行政としての責任でございます。悪くなればまた方法を考えなければなりません。30年先のことを考えてこうなるという想定も大事ですが、前処理で浚渫する方法もあるでしょうと思っております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

鞍手町の首長さんとも思えぬ乱暴な物の言い方になるのですね。ライフラインには絶対に欠かせない水、上水です。今日の朝悪くなって夕方に水がないと。どうなさるのですか。

だからそういうことがないように事前に確保され、町民に憂いのないようにされるのが自治を司る町長の仕事ではないですか。もう一度答弁をお願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

質問者が言われているのは、この水がポッと枯れるとかそういうものは、干ばつの時にはかなりの水が減りました。しかしその中で皆さんが英知を出されて、今犬鳴川から毎秒何トンの水が入ってきています。そこで生活に支障を来すとなれば前段で何かの症状が起こって来ると。そういう時には早く情報を自治体がキャッチして住民の皆さんに安心安全な水を送るといふのは当然のことと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君



これが町の方から第4次の広報臨時号で出て皆さんの家庭にもあると思います。この中で上水の素晴らしいのを供給するという事になっています。これは3月6日の西日本新聞です。どなたが西日本新聞の取材に応じられているのか分かりません。この中では新聞記者がこのように書いています。鞍手町は水道水を供給する浄水場の本格的な改修工事に取り組んでいると。総事業費9億6千万円、カビ臭や病原性微生物を防ぐ設備を導入、来年4月の供用開始を目指す。鞍手町によると三菱鉱業新入炭鉱の閉山に伴い1966年、事業者から町に炭鉱水路が譲渡された。同水路は石炭採掘の影響で水田が地盤沈下して誕生した池から取水、上流の生活排水も流れ込むため、隣接する中間市と共同で水質改善装置を設置している。だが、梅雨期や夏場に藻が大量に発生した場合には、水道水に臭いが残ることもあるということです。町上下水道課は厚生労働省が定める水道水質の基準値内だが、決して良い数値ではない。だから改善をすると。ここで厚生労働省から改善命令が来たということは一切書いておられません。取材にその旨を言っていないから新聞は書かない。

これを見られた町民の皆さんは大丈夫なのだと、その真実を全くご存じない。

これはいかななものかなというふうに思います。

供用開始は来年の4月です。水道水質改善検討委員会も開かれて、水道の料金も新料金も改定されると思います。水道水質改善検討委員会は新たな料金設定について何回ほど会議を行うのか教えて下さい。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

新聞記事のことを言われましたが、私は取材を受けておりません。しかし真実は月に1回水質検査を公的機関に出しているわけです。その結果は県に送っています。今、悪いのは若干臭気が着いているという指摘を受けております。検査結果を見ると適応しているわけです。しかしそれでも臭気が強いということで、私も来たら一番に水を飲みます。私は臭いと味は的確にとらえられると思っております。臭いが分からないことはない職員に指導はしております。

浮州池の水は終末だから決して良い水ではないということは認識しております。それで8億数千万の金を掛けて前処理をしながら設備の更新ということになっています。料金について検討委員会でこういうものを用意して、何回するとかの前にこの頃ようやく問題提起をされて今から入って行くという状況でございます。8億数千万も掛けて企業会計の中で料金改定がないということになると非常に問題があります。いくらかの改定をして行かなければならないと思っております。

新聞は報道しているが真実は行政がもっているわけです。新聞の資料もありましょう。良いことを書いていけば悪いところもあるではないかと。こういうこともあると報道されたらいいではないですか。自分の方は基準でぴしゃっとしていっていますので、ただ臭いのは事実なのです。

○議長 川野 高實君  
仲野 守君。

○4番 仲野 守君

私は町長に見解を聞いているのではないです。課長に検討委員会を何回されるのですかと聞いているだけです。

○議長 川野 高實君  
町長。

○町長 柴田 好輝君

回数は決まっていますか。

回数は料金に問題はないでしょう。どうして料金の了解を求めるかという審議機関です。

○議長 川野 高實君  
上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

検討委員会の回数ということですが、一応委員さんが代わりまして4月からまだ2回しかやっていません。料金に対するものでは。その方向性もまだ出てない段階で何回ということ は決めておりません。

○議長 川野 高實君  
仲野 守君。

○4番 仲野 守君

当初予算で予算を組んでないですか。

○議長 川野 高實君  
上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

一応当初予算では4回組んでおります。今後今からの審議結果になりますが、それによつては補正をして頂いて対応したいと思っております。

○議長 川野 高實君  
仲野 守君。

○4番 仲野 守君

4回当初予算で見ていると。後2回でその辺のものが完全にクリア出来るのでしょうか。補正もあることですのでその辺は間違いなく適正価格になるというふうに思っております。

ただ、水道水質で先程私が質問したものと違うような話が町長の方からあっておりました。課長の方から町長さんに説明された方がいいと思います。厚生労働省に水を出して検査して答えが返って来るまで2年掛かるという認識はしておいて頂きたいと思います。

これで水道水質の質問を終わります。

次に2問目の質問に入りたいと思います。

町の財政について、破綻寸前の町の財政状況について質問いたします。その質問の前に3

月定例会の中で副町長の方から仕組債3億円、野村証券から購入した3億円について6月中には処分出来るのではないかという旨のある議員の質問に答えがっております。どうなったのか。今後の財政をお尋ねするに当たってちょっとお聞きします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

3億円の仕組債については無事完了しております。これについては町民の方に被害がないということで6月13日に内示がっております。これについては問題ありません。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

6月中に償還があったということは間違いないのですね。この野村証券から購入の仕組債は鞍手町で元職員が横領で委員会を立ち上げ検討した中で、この野村証券から購入した3億円の仕組債というのが出てきました。確かその時の話では購入はしたけれども元職員が町長室の金庫から公印を盗み、証書を作って独自でやったという説明ではなかったかと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

町長室から盗むとかそういうことでなくて、町長の公印は副町長のところにあります。あなたは議長をされていたので良く分かっていると思いますが。その中で梶原が公印を無断で付いたということなのです。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

その公印を黙って付いて証書を作ったということですが、それは由々しきことであり、何をさておいても議員の皆さんに、町民の皆さんにそれは片付いたと行政報告でもするのが当然なことではないですか。違いますか。その中でこれを処分されていくらの損失が出たのか、いくらかの利益が出たのか、それも分からない中で処分されているのです。それでいいものかどうかもう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

これは6月議会に入るか入らないかにそういう予測というか、皆さんの前で物を言う時にはある程度の裏付けがないと出来ないわけです。5月くらいから間違いないということです。だからそれを皆さんに知らせると。それは知らせるのも方法でしょう。私に何故知らせない

かと。そこまで私がしなければならぬかどうかは私も行政の中において、その中で決算も出てきますし、帳簿もきちんと出てきます。議員さんも調べたら直ぐに分かります。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

乱暴な答弁でなくて6月に議会の中で行政報告が出来なければ9月もあるわけです。9月の定例会の冒頭に行政報告も出来ることであって、何でこれを言うかというと鞍手町にとっては有ってはならないことが有って、それに関連しているから重要な事故ではないかなと思います。それを議員にも知らせないということは逆に言えば議員軽視にも繋がるし、議会軽視にも繋がるものではないかなと思います。もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 柴田 好輝君

予算書を見られたらそういうことは縷々決算が出ているので分かります。この問題は片付いて行っていることであって、私がする、しないは私の判断だということをお願いしたいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

いくら損失が出たのか聞いてないですが。

○議長 川野 高實君

暫く休憩します。

休憩 16時17分

再会 16時22分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

農政環境課長から答弁いたします。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

基金3億円の利子について発表します。

3年間の合計で2971万62円です。これをもし国債に預けていたとしますと今の金利が0.5%ですので年間150万円、3年間で450万円です。差し引き2500万円くらいの利子が付いています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

鞍手町の財政状況は正に破綻状況ではないかなと思われまます。町の施策第4次総合計画の

中身を見ても将来に向かっての種まきや苗植え的な施策は余り見当たりません。

これでは先の大きな収穫も見込めなく、将来に引き継ぐ時点で負債のみ大きく残り、今後は財政的に大変不安定な状況が続くものと思われま

す。皆さんご存じのように平成17年度に町財政は平成21年度までに約25億円の財源が不足する旨の算定が行政より提出されました。

それを受けて町は第4次行財政改革を断行いたしました。事業の見直しや各事業の仕分け等の改革を行っても最終的な行政効果は約14億と試算され、平成21年度までに約11億が不足する旨の話が出ております。その不足した11億の財源はどのものから、どこの財布から充当されたのか、教えて頂けませんか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

第4次で不足する財源として約11億円については、財政調整基金、減債基金、職員退職手当基金等から一部を取崩して11億円で充てています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

財政調整基金等から充当されたということですが、その財政調整基金はどこから入れられているのか。かんがい揚排水基金を使われて財政調整基金に入れられたのかどうなのか。減債基金の借入れを行ったり、町債で賄ったりとなると当然金利が発生すると思われま

すが、決算書のどこを見ても金利という項目が上がってないので、どのように計上されているのか教えて頂けませんか。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

私が平成11年から財政係長をしていました。その時に普通交付税等が若干多く入って

まして、その時に減債基金、財政調整基金、職員退職手当に積立っていた分を取崩して

おります。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

そうすると西川かんがい揚排水基金から繰り替え運用等は一切行っていないということになるわけですね。

それともう1点、平成22年度町債等がございますが、当然平成21年度も5億ながし

かございました。その金利等はどこに上がっているのか教えて頂けませんか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

繰り替え運用については平成20年度に1億円繰り替え運用を行っております。その繰り替え運用については、平成21年度と22年度で5千万円ずつ基金の方に戻しております。利息は公債費の利息のところに計上しています。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

21年の町債約5億円を切っていますが、その金利が3.5以内とか書いていましたが、その金利も年々見ないといけない。それもわかりにくかった。それもどこに入っているのか教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

金利については歳出の12款 公債費のところで、元利償還金については1目の元金のところで公債費として上げております。そして利息については2目の利子で長期債の償還利子及び一時借入金等の利子をそちらに計上しております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

それと第4次計画が21年度で終わり、22年度にその検証も行われて約92%の達成率、最終的には12億の不足ということになったのだらうと思います。それで第4次の行財政改革では5年後にはそれだけ財源が不足になりますということで、はっきり明確に書いてありますが、第5次に至っては21年度も含め6年間で約360億の財源が必要だと。歳入と歳出、町債を切りながら歳入を合わせているような傾向が非常に強い。監査委員さんの意見書を見て詳しく調べて見ると苦しいながらも健全にやっていると。12億足りなかった21年が5億、22年が7億、今年はまだはっきり出ていませんが。将来どういうふうになるのか大変不安になるのではないかと考えておりますが、その辺どのように対応されるのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

第5次行財政改革においては、財政効果として2億8千万円くらいの効果額を見込んでおります。

それに対しまして第5次における財政シミュレーションを立てております。この財政シミュレーションにおいて5年間は2億5300万円が財源不足になるのではないかと見込み

を立てております。但し、財政シミュレーションについては、あくまでもシミュレーションとして作成した時期が平成21年度の2号補正後の数字を参考としております。ですから当然経済情勢も大きく変わることもありますし、今回の東日本大震災やいろいろな災害等で財政シミュレーションの中で国から来る歳入について大きく変化することもありますので、見込み額が乖離するということが十分考えられるかと思えます。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

平成20年度の財政シミュレーションでもって第5次の行財政改革を行ったということですね。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

財政シミュレーションの基準となりましたのは平成21年度の2号補正以降を基に、それ以前3年間のデータとか、今後の財政状況を見込んで財政シミュレーションを立てております。以上です。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

22年度の時点で町債が7億切られているわけですね。足りないということで町債7億切られていませんか。違いますか。勉強不足で申し訳ありませんが教えてください。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

平成21年度のデータを基に平成22年度以降の財政シミュレーションという形で、シミュレーションにおいて町債は見込みとして8億2353万8千円と立っていますが、実際は決算としては平成20年度の町債は7億8743万8千円という起債を起こしております。

その結果、平成22年度においては地方交付税等が多く確定したということで、歳出の基金積立金の方で財政調整基金に1億7千万円、減債基金に3億3千万円積立てる状況となっております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

最後の質問にいたしますが、平成20年から6年間で約360億の財源がいるけれども、先程聞いた話では2億くらいの資金不足が起きるのではないかと。360億の内に2億にながしと聞こえましたがもう一度教えてください。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

細かい数字は出ていますが、基本的に年間60億程度の予算ですので6年間360億必要と。その中で第5次の前段階で財政シミュレーションを立てた時に5年間で2億数千万円の資金不足ということが考えられるのではないかとということでシミュレーションを作っております。

現実には21年、22年当然起債を起こして公債費は返しておりますが、その中で収支的には剰余金が出ているという状況で、実際シミュレーションとは違う数字には現在なっております。

○議長 川野 高實君

仲野 守君。

○4番 仲野 守君

久しぶりに質問させて頂きましてドキドキワクワクしながらとんちんかんな質問が出たのではないかと思います。

これからの財政状況について沢山の困難があらうかと思いますが、是非頑張ってこれからもやって頂きたいと思っております。これで一般質問を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で仲野 守君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日13日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日13日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 16時40分



平成23年鞍手町議会第5回定例会会議録（第3号）						
平成23年9月14日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開閉会日時 及び宣告						
開 会 開 議			議 長			
平成23年9月14日 午後1時00分			川野高實			
閉 会 開 議			議 長			
平成23年9月14日 午後2時23分			川野高實			
出席及び欠席議員						
議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	
1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠	
2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠	
3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠	
4	仲野守	出欠				
出席 12人	5	田中二三輝	出欠			
欠席 1人	6	原哲也	出欠			
欠員 0人	7	川野高實	出欠			
	8	須藤敏夫	出欠			
	9	久保田正之	出欠			
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名議員	5	田中二三輝	6	原哲也		

職出 務席	議会事務局 局長	長友浩一	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	霧崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	渡辺智文	出欠	病院事務局 局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 平成23年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月14日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第2 議案第54号 鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例
- 日程第3 議案第55号 鞍手町地区計画等の案の作成手続に関する条例
- 日程第4 議案第56号 鞍手町農政推進会議設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第57号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第58号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第59号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第60号 平成22年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 議案第61号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 議案第62号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 議案第63号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第64号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第65号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第66号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第67号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第68号 平成22年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第17 議案第69号 平成22年度鞍手町病院事業会計決算認定
- 日程第18 議案第70号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定
- 日程第19 議案第71号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成23年度固定資産税の課税免除
- 日程第20 議案第72号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第44工区）請負契約の締結
- 日程第21 議案第73号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第6工区）請負契約の締結
- 日程第22 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第7工区）請負契約の締結
- 日程第23 議案第75号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

平成23年9月14日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川議員。

○11番 宇田川 亮君

今回消防施設等整備事業を行うということで、促進計画の変更を行うということですが、  
どういう事業を何時頃行うのか、中身について具体的に教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成23年度に大型タンク車の更新及び消防救急デジタル無線の基本設計として4500万円の事業費が上げられています。

平成24年度には化学車、査察車等の車両の更新、消防デジタル無線の実施計画ということで6210万円等が上げられています。

平成25年度におきましては、高機能通信指令システム、消防本署の救急自動車の更新、消防救急デジタル波の無線等の設置工事等で4億2200万円程の事業費が上がっています。

平成26年度には梯子車の更新、若宮出張所の救急車の更新、消防デジタル無線の関係で、設置工事費等で3億7800万円程上がっています。

平成27年度には鞍手出張所のタンク車、消防のデジタル無線の関係の工事費等で3億7400万円程事業費が上がっています。

平成28年度には、若宮のタンク車の更新等で4400万円程、平成29年度で小竹町の小竹出張所のタンク車等で3700万円程、トータルで約13億6000万円の事業費が直方・鞍手広域市町村圏事務組合幹事会の案として計画されています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回の事業主体は一部事務組合ということで、トータルの工事費が13億6千万円ということでしょうが、過疎地域自立促進計画の変更ということですので、過疎債の関係になって来るとは思いますが、その関係については金額の分も含めて教えて下さい。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

先程申し上げました事業費約13億6千万円の内、過疎債としての本町の対象事業としましては約3億9千万円が過疎債の対象事業という形になると思います。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回の事業計画が平成22年度から27年度となっています。先程言われた中身で28年度、29年度のことも言われましたが、3億9千万円の過疎債は28年度、29年度分は入っていないということでしょうか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

先程の3億9千万円につきましては、申し訳ございませんが平成29年度までの事業費ということになりますので、過疎債の対象としましては平成27年度という形になりますので、事業費としては約3億7千万円程度になります。

○議長 川野 高實君

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

同じく当該の53号の中で、産業の振興についてです。事業年度計画の22年から27年と、溜池の整備事業の中で、事業債が県営という形の中で、年度毎とか、事業費の概算等が概略的に分かれば教えて下さい。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えいたします。

上松尾に上松尾池と丸尾池がございます。総事業費としては約2億5千万円でございます。22年度から開始しまして、22年度は調査、測量、設計として1600万円。平成23年度は上松尾池の堤体底緋、斜緋、余水捌の工事を行い約9千万円。

24年度は上松尾池の張ブロックと丸尾池の改修工事、堤体、底緋、斜緋、余水捌、張ブロックを行うようにしてまして24年度も9千万円でございます。25年度に仮設道路の撤去等で5千万円。26年度は完了しまして、残工事、手直し等があったらということで300万円の予算を計画しています。

27年度は室木の裏田池の改修工事を計画しています。これが約9千万円でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第53号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第53号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第2 議案第54号 鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例を議題とします。

質疑はありませんか。

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

用語等の統一に関する措置条例は条例だけの分ですか、その辺をお聞かせ下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

この措置条例によって統一を図るものは条例に関するものだけです。規則等に関するものについては、また措置規則を作って統一を図ります。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

ということは規則の方はまだ作られていないということでしょうか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

条例の記述を待って同様の対応をしたいと考えています。

○議長 川野 高實君

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

ちょっと関連質問になるか私自身分らないのですが、鞍手分校が豊翔館に変わっていますが、例規集の中にまだ規則の中で鞍手分校の名称が残ったままになっている部分があるのですが、その辺との関係とといいますか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

本条例の第6条 表記の統一というところがあります。第2条から前条までに規定するも

のその他、条例の表記はその内容を変えることなく統一するものというのがあります。それで機関名、学校名とか、固有名詞で既に変わっているものというのは、この条文の中で統一をして行くということになります。

**○議長 川野 高實君**

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第54号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第54号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第3 議案第55号 鞍手町地区計画等の案の作成手続きに関する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

**○12番 岡崎 邦博君**

提案理由の中で地区計画を策定する必要があるため、こういった作成手続きに関する条例を定めるということになっていますが、この地区計画の定義として、ここにある当該見直しを行う地域の特性に相応しい対応を備えた云々とありますが、当該見直しを行う地域の特性というのは具体的にどういうことを指しているのですか。

**○議長 川野 高實君**

副町長。

**○副町長 本松 吉憲君**

お答えいたします。今回地区計画という形で条例を出させて頂いていますが、これは基本的に鞍手町の用途地域を設定した時に、当時の人口2万7000人、これで用途地域が設定された。これまでも用途地域の見直しを図って行きたいということ、機会ある毎に申し上げていましたが、どうしても用途地域を変更する場合の決定機関は鞍手町の都市計画審議会にございます。これに県の最終同意というものが必要でございます。

今の用途地域を現在の人口で見直して行きたい。例えば企業、商業の誘導地域、住宅地域と、こういった見直しをやって行きたいのですが、最終的に県の同意の中で規制緩和ということになって来ます。

そうなりますと同意が取りにくいということで、今回県に鞍手町の状況、インターチェンジの開設等の社会情勢の変化といったものを持ち込み相談いたしまして、最終的にこの地区計画で用途地域の中をある程度厳密に、企業誘導地域或いは住宅地域の細分化を行って土地利用を図るという方向で行きたいということで、その前提となる条例を定めるということにしています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

地区計画自体は、文書的に言うと見直しを行う地域の特性ということになっています。一般的には都市計画法の中に、土地地区計画という定義が定められているのです。それは用途を見直すとか、見直さないとか、用途に定められている、定められていない等は関係なく、例えば建築物の建築形態、公共施設、その他の施設の配置等から見て、一体としてそれぞれの区域の特性に相応しいという前段が付いているわけです。

この前段がなくて、ここの見直しを行う地域の特性というと、全然文書が違って来るのです。ここのところはきちっと都市計画法にある地区計画というものを押さえて、そういった上で提案をして頂きたかったというのがありますので、ここの地区計画としては私が言うように都市計画法に定められている地区計画ということで考えていいのかどうかの答えをお願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

基本的には今言われるとおり、都市計画法に定められた定義に基づいてやって行くということになります。

先程用途を絡めて申し上げたのは、用途を指定しても全く土地が活用されていない。例えば住居にしても、住居が全く増えないという地域をそのまま行きますと、当然規制を掛けたままということで、将来的に土地活用も図れないということで、いま言われた地域の特性はございます。工場の張り付いたところ、或いは住宅の張り付いたところ等は今後都市計画法に基づいて、地権者等の同意から手続きを進めて行く必要がありますので、こういった部分も含めて該当地区の説明会等の手順を踏んで、初めてやって行くということになります。

先程言いましたように、これをやっておかないとそういった設定が出来ないということで今回上げさせてもらっています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

都市計画法に定められている、地区計画という定義で行くということを確認出来ればそれでいいのです。この中にありますように、用途地域に定められていない土地の区域の中で、ロとして建築物の建築またはその敷地の造成が無秩序に行われ、または行われると見込まれる一定の土地の区域で、公共施設の整備の状況、土地利用の動向等から見て、不良な街区の環境が形成される恐れがあるものと。要するに指定されていない所がこのようにされることもあるということもありますので、ここは見直しだけだったらどうしても用途地域が指定さ

れているところを対象とした地区計画というふうにも読み取れるので、そのところは確認をしておきたいと思います。

もう一つは、16条の2項によって大きく定めるとなっていますが、16条は公聴会の開催等の中にあるのです。ですから案の作成手続きに関する条例を定めることと同時に、公聴会の開催についても条例で定めるべきではないかなと思います。

近隣を調べて見ましたら、今回提出されている条例は大体あるのですが、公聴会の開催については半分ぐらいのところしかないのです。

関連になって申し訳ないのですが、より多く町民の方に知ってもらう意味で公聴会の開催に関する条例も整備する必要があるかなと思いますので検討して下さい。

これは広告するわけですが、条例の中で期間が定められているので、広告するのかどうか、広告日を事前に町民の方がどういう方法で知ることが出来るか、それはどうなっているかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

まず1点目、今回見直しというのは用途地域の部分を含めてやります。今後指定のないところについては現在の都市計画法、大規模開発3千平方メートル以上ですか、これについては当然規制が掛かって行くと。用途地域を広げるためにはいろいろな面で地権者等の同意もいりますし、これについては時間を掛けて慎重に、ゾーニングの中でも考えて行くべき項目だと思っております。

次に公聴会ですが、都市計画復興法に基づいて手続きを行います。具体的にこの区域をやるというときに広告を出しますし、縦覧期間中に公聴人の募集を行いまして、応募があれば公聴会を開催するという形に手続きはなっていくと思います。

そういった場合は、地元の同意が第1段階になりますが、次に住民に供覧に供すると、その中で公聴人の募集を行うという形になると思います。

これは告示という方法になります。告示をして、広報との関係がありますので、そういったお知らせの手段は広報が一番だと思いますので、期間を設定してそういう形を取りたいと思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第55号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第55号は総務文教委員会に付託することに決定しました。



次に日程第4 議案第56号 鞍手町農政推進会議設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

本年度から個別補償制度が本格実施となるわけですが、この内容についてもう一度確認しておきたいので教えて下さい。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

農業者個別所得補償制度は、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図ると共に、食糧自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的としています。

平成22年度には米に対する助成や水田転作の麦、大豆を対象とする水田活用の所得補償をモデル対策として実施しました。平成23年度はこれに畑作の所得補償を加えて本格実施するものでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回会議設置条例の一部を改正するということですが、この会議の持ち方、どの位のペースで開くとか、またどういふ話をするのか、中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

会議については、大体年に1度の開催を予定しています。その開催につきましては協議会の主な役割ということで、所得補償制度の普及、推進、対象作物農業者別生産目標設定ルールの検討、農業者に対する説明、交付申請や営農計画等申請書の配布、回収、対象作物の作付面積等の確認。農業者の作付面積等のデータ入力の処理、産地資金の要件の検討、農地集積不拘束放棄地の解消のための推進活動、集落営農の法人化支援という事業を予定しています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第56号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第56号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第5 議案第57号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第2号を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の13頁をお開き下さい。

2款 総務費について、13頁から14頁まで質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

13頁のコミュニティ活動推進事業費で510万円上がっています。その中身についてと、税収入の還付金が700万円上がっていますが、これは個人か企業なのかの中身についてもお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

企画総務費のコミュニティ活動推進事業費についてお答えいたします。

この510万円の内訳は、上木月区によります一般コミュニティ事業として250万円、弥生区の一般コミュニティ事業として190万円、青少年の育成ということで、南陵太鼓が70万円という内訳になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

税収入の還付金についてお答えいたします。

これは法人町民税、個人の税を含めたところで計上しています。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ご説明頂きましたが、コミュニティ活動推進事業について、上木月区の一般コミュニティ事業とか、弥生区の一般コミュニティ事業に予算が付いていますが、どういうコミュニティ事業なのか、どうして2区について予算が付いたのか、コミュニティ事業の募集をしていたのか私もよく分かりません、もうちょっと詳しく中身を教えて頂きたいということと、税収入については法人税と個人と合わせてということですが、比率として個人が幾らとか、法人は幾らぐらい分かればお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

このコミュニティ事業につきましては、平成22年度の申請で23年度分となっています。この募集につきましては、平成22年度の4月の段階で区長会の方でこの事業があるということで、コミュニティ事業の募集を各区にお知らせしています。

上木月区、弥生区につきましては、それぞれの地区活動に伴う備品の購入としまして、地域の祭り等に伴いましてイベントの太鼓、法被、のぼり等の備品の購入ということで、それぞれの事業費が上がって来ています。

南陵太鼓につきましても、広報等で募集を行いましてその事業が上がっています。内容としては親子での太鼓作りということで、青少年の健全育成を図るということで、事業費が上がって来て、これを平成22年度中に申請しまして、通常であればもう少し早い時期に決定するのですが、今回東北の地震の関係で決定が遅れまして、今回の予算の追加補正という形になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

還付金の内訳の法人、個人の比率ということでございます。これは主に法人を考えています。8月以降に決算を迎える法人が95法人ほどあります。

今のところ数年続く経済情勢は好転していないという状況があります。このままで推移すれば予算が不足する恐れがあるということで、今回補正をさせて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

コミュニティ活動事業の募集については、区長会を通してということでしたが、コミュニティ活動は区だけがしている訳ではなく、他にもいろいろな活動があるわけです。広く一般に事業に対して補助事業があるということを教えて頂いた方が、いろいろな団体に対して広く薄くというか、多くの活動をしている団体に渡るのはないかと思います。

限られた地区で、多額の補助金を出すよりも町全体のコミュニティ活動を盛り上げて行く上からも、私は必要なことではないかと思いますので、今後もこういった推進事業費が付くことがあるのであればそのようにして頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

この分につきましては一昨年もあったのですが、基本的には広報にもお知らせをいたしています。南陵太鼓は一般応募ということで来ています。

区長会については、例年年度の初めに区長会がありますから、その中でこういったメニューの部分で活用出来るものがあればということで、お知らせをいたしています。区長会は応募が多ければ抽選をして頂いて、足りない場合は先送りで、また応募して下さいということ

で、両方で実際は行っています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

熊井 照明君。

○1番 熊井 照明君

14頁の一番上で、戸籍住民基本台帳費の中の外国人住民基本台帳システム等改修委託料ということで1908万9千円上がっていますが、これは一般財源と書いていますが、国等からの補助、交付税措置はあるのか、ないのかお願いいたします。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

お答えいたします。この法律の改正に伴う改修でございます。これにつきましては、7月に説明会があり、国からの説明がありました。

その中で、この分については交付税措置で対応するということが報告がなされています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、15頁から17頁質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

16頁の民生費なのですが、人権推進事業総務費の職員手当と、隣保館運営費の職員手当が、差引が入れ替わった数字そのままになっているのですが、これはどういうことですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

この隣保館運営事業費の補助金の関係で、指導職員の給料に今まで補助金を充てて充当して来ていましたが、先般他団体で会計検査が行われまして、この補助金は隣保館業務とその他の業務を兼務する職員の給料に充当することは適当でないということで指導がなされています。指導を受けた団体以外でもこういったケースがあれば改善するようにと通知をされたので、これまで担当の児童人権班長の人件費に充当していましたが、班長の場合隣保館業務の他にも多様な業務に兼務することになりますので、隣保館の業務を主に担当する職員に充当するような形で組み替えています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から8款 土木費について、18頁から20頁まで質疑はありませんか。

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

19頁の8款 土木総務都市計画費の中で、工事費が779万円組んでいます。これは先日の一般質問の中で議員の質問の中の説明で概略は分かりました。過去に公有地を処分するとか、企業進出についてはオーダーメイドによるということが再三使われています。

今回もこういう形で予算を貼り付けしたのかということをお尋ねします。過去に町有地、公有地の企業の進出とかというものが、オーダーメイドによって企業の希望によって造成して、処分して行くのだという答弁があったが、今回もこういう具体的なものがあっての計画がどうか答弁をお願いいたします。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

これは先日も質問を受けまして、中山西区用地、鉦害試験地跡の田んぼの分です。ここについては、今回国土交通省から土砂を頂くということで、造成費がかなり安く上がると。それまで当然オーダーメイドということで申し上げていましたが、この土地につきましては造成費がかなり安く上がるということから今回踏み切っています。

最終的には最小限のコストで造成したいという部分で上げさせて頂いています。以上です。

○議長 川野 高實君

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

そうであれば、結局オーダーメイドという言葉を使わないでやって頂きたいと思います。聞けば遠賀川の浚渫土を持って来るということを言われます。只かは知れませんが浚渫土は造成等に向かないのではないかと思います。これは何年も放置しないと利用出来ないのではないか。

町長はパイルを打ってするのだという説明もありました。しかし公有地の利用計画もないのにこういうことが果たして、予算を付けてやるのかどうかということをお答え願いたいと思います。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

まず1点目、オーダーメイドということでございますが、町有地、今まで土地活用ということで町有地の活用を図って行きたいということは、これまで申し上げて来ています。

土地が広い場合には企業の希望に応じて、どれくらいの面積で、どういうふうということをお聞きした上で造成するか、或いは企業サイドで造成するかということでオーダーメイドということをお申し上げて来ています。

今回の場合の鉦害試験地跡につきましては1万8千平方メートルぐらいありますが、画地、

四角い活用のしやすい土地ということで、ここについては今まで企業がかなり来ています。実現するかどうか分かりませんが希望があるということから踏み切る。

次に、浚渫土ということでございますが、国土交通省から土質等の資料も見せて頂いています。現在詰め協議を行っていますが、その中で土質については浚渫土ですから盛り土に向かない土もあると聞いています。その中で砂質系の盛り土に適した土については、ここに持ち込むということで大体話を詰めていますし、万が一土が悪い時は改良して使用したいという細かい詰めを今やっています。盛り土に適した土砂を持ち込むということで協議を進めています。以上です。

○議長 川野 高實君

久保田 正之君。

○9番 久保田 正之君

今浚渫土は定かでない、改良して利用したいということですが、どこが経費を掛けて改良するのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

今申し上げましたのは、国土交通省は基本的に盛り土に適した土砂を搬入するというふうに聞いています。どうしても不都合のある場合、改良が必要という時は国土交通省が改良して、その土砂を持ち込むということで、その分については町の費用は一切掛からないというふうに思っております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

18頁の労働費 緊急雇用創出事業の中身についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。この緊急雇用の工事請負費につきましては、町内を3地区に分けまして、その3地区の中に於ける公共施設や町有地等の除草、樹木の剪定、雑木等というふうになっています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

町内3地区に分けてということで、具体的には何処をどうするというのは決まっていないのですか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

細かい内容については図面に上げていますが、通常労対或いは道路橋梁で除草をやっていますが、その部分は含んでいません。それ以外で一昨年、昨年も実施していますが、樹木等が大きくなって手が及ばないというものを、大きく剪定しますと5年、10年保てるということでそういった部分をピックアップして対応するようにいたしています。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

昨年度も緊急雇用事業がありましたが、具体的に言いますと剣北小学校の運動場と校舎の間に町道があります。そこの桜の枝を是非伐採して欲しいという学校からの要望があっていたと思います。

今年度に入って昭和通りで火事がありました。緊急自動車が桜の枝が張っていたもので、少し落とさないと通れないと、北小のプールの水を消火活動に使った関係もあって、緊急性の高いところを選別して頂いて、優先順位を付けてやって頂きたいと。

合わせて申し訳ないのですが、一般の土木というか労対事業は特にそうですが、例年同じ所を除草、剪定等をやっていますが、学校、保育所等の要望とずれがあります。特に剪定の関係で言えば、ここはいいからこちらをしてくれとかということをよく聞きます。中学校も農業試験場跡地のことを言われましたが、今学童は上に上がりましたから、下の方は特に何回もしなくていいのではという気もしますが、そういった部分を要望の高いところに充てるとか、そういうきめ細かい対応を是非して頂きたいと思いますがどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

具体的に学校からの要望がどのように調整されたか、手元の資料では分かりませんが、今から発注いたしますので、調整が可能であれば北小の部分については現地調査させた上で検討したいと思います。

労対或いは道路橋梁の関係の草刈りですが、今年度の発注は終わっています。これについては例年学校の要望を聞いている筈ですが、その辺がもし調整が不足であれば、教育課と建設課と協議をさせて、今後の対応は考えて行きたいと思います。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から10款 教育費について、20頁から21頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に歳入に入ります。

9 頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

9 頁から 12 頁まで質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11 番 宇田川 亮君

9 頁で地方交付税が 3 億円上がっています。この理由として考えられるものを教えて頂きたいと思います。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。今回普通交付税が当初予算に比べて 3 億円ほど伸びています。その理由としまして、基準財政需用額に対して基準財政収入額が不足するということとなりますが、平成 23 年度に於ける基準財政収入額については、景気の低迷による法人税割等の減少等によりまして、基準財政収入額の方が 5500 万円程減というふうになっています。基準財政需用額につきましても予定より 7 千万円程需用額が増えています。

もう 1 つは、当初予算を編成する時に国勢調査で、速報値で人口が約 1100 人減少しているというところで、当初予算を昨年同様の 18 億円というふうに押さえたところで、確定額として 3 億円が大きく増えたという形になっています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12 番 岡崎 邦博君

額は小さいのですが、10 頁の地域支え合い体制作り事業として 14 万 8 千円ありますが、これは老人福祉費補助金ということですが、歳出のところで具体的な事業としてはどれに充てているのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

お答えいたします。

歳出のところでいきますと、15 頁の 3 目 老人福祉総務費ですが、この中の 8 節 報償費、介護ボランティア講師の謝礼。11 節 需用費の消耗品費と印刷製本費。12 節 役務費の郵便料がこの事業の支出の部分となっています。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12 番 岡崎 邦博君

支え合い体制作り事業ということですから、こういうことでもいいのかなというふうに思いますが、分かりにくかったのでお尋ねしました。



介護ボランティアの講師ということですが、何か講演会等をされたのですか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

福岡県地域支え合い体制作り補助事業というのがございまして、これは福岡県内では篠栗町がこの事業を利用してやっています。鞍手町もこの事業を取り入れたらどうかということで、中身につきましては各地域に於いて多くの高齢者の方々、65歳以上の方で介護保険料の滞納のない方が、自らが介護支援等のボランティア活動に参加することで、心身の健康の保持や増進に繋がり、介護予防に必すと考えられます。

そこで地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績をポイントとして評価し、このポイントを現金に転換し、現金給付を受けることで実質的に自らの介護保険料に充てる事が出来るといった制度を構築するための補助金ということでございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

鞍手町にこの制度は何時頃導入される予定になっているのかお尋ねします。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 渡邊 智文君

この事業につきましては、23年度は事業を構築するための準備期間ということで、本格的には平成24年度からこの事業に取り組むように考えています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

1つ聞き忘れていました。11頁の諸収入 雑入で賠償保険金95万1千円上がっていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

これにつきましては、木月で町営住宅の火災がありました。その分の保険金が入って来ています。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第57号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第57号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第6 議案第58号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
只今議題となっている議案第58号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第58号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第7 議案第59号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
只今議題となっている議案第59号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第59号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第8 議案第60号 平成22年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。  
只今議題となっている議案第60号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を

設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第60号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長、副委員長の互選のためしばらく休憩します。

休憩 13時58分

再会 14時09分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長 長友 浩一君

それではご報告いたします。

委員長 久保田正之議員。

副委員長 原 哲也議員。以上でございます。

○議長 川野 高實君

以上のように決定しました。

次に日程第9 議案第61号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第61号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第61号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第10 議案第62号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第62号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第62号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第11 議案第63号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第63号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第63号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第12 議案第64号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第64号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第64号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第13 議案第65号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第65号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第65号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第14 議案第66号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

岡崎 邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

253頁、節で積立金がありますが、ここに不用額として286万円程上がっています。積立金であれば、普通はその前の補正等で落として、こういう多額が決算の中で出て来ているのか、特段の事情があったのかと思ったのでお尋ねします。

○議長 川野 高實君

上下水道課長。

○上下水道課長 中岡 和之君

お答えいたします。この積立金につきましては受益者負担金を積立てることにしていますので、一応出納閉鎖の5月31日まで収入がありますので、それを見て決定してから積立てるといことで、こういう措置を取っています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第66号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第15 議案第67号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第67号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第16 議案第68号 平成22年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
只今議題となっている議案第68号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第68号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第17 議案第69号 平成22年度鞍手町病院事業会計決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
只今議題となっている議案第69号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第69号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第18 議案第70号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定を議題とします。

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。  
只今議題となっている議案第70号は民生産業委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第70号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第19 議案第71号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成23年度固定資産税の課税免除を議題とします。

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第71号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第71号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第20 議案第72号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区分管渠築造工事(第44工区)請負契約の締結を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第72号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第72号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第21 議案第73号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区分管渠築造工事(第6工区)請負契約の締結を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第73号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第73号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第22 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区分管渠築造工事(第7工区)請負契約の締結を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第74号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第74号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第23 議案第75号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 柴田 好輝君

日程第23 議案第75号について提案説明を申し上げます。

日程第23 議案第75号は鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例案は、障害者自立支援法により本条例が引用している条文の項番号などが改められたことに伴い改正するものです。

以上が議案第75号の提案説明であります。

ご審議の上ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

日程第23 議案第75号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第75号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第75号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

この際休会についてお諮りします。

明日15日から20日までの6日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日15日から20日までの6日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 14時23分



平成23年鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
平成23年9月21日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議			議長			
開閉会日時		平成23年9月21日 午後1時00分			川野高實	
及び宣告			議長			
		平成23年9月21日 午後2時20分			川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	仲野守	出欠			
	出席 13人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 0人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	5	田中二三輝		6	原哲也	

職出 務席	議会事務局長	長友浩一	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	柴田好輝	出欠	会計課長	靄崎紀代	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	山本喜久男	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	中岡和之	出欠
	福祉人権課長	渡辺智文	出欠	病院事務局長	中野眞路	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	鯨坂健二	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

## 平成23年第5回鞍手町議会定例会議事日程

9月21日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第56号 鞍手町農政推進会議設置条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第75号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第58号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第54号 鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第55号 鞍手町地区計画等の案の作成手続に関する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第57号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算(第2号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第59号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算  
(第2号) (総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第71号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成23年度  
固定資産税の課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第72号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事  
(第44工区) 請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第73号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事  
(第6工区) 請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事  
(第7工区) 請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第12 意見書第1号 原子力発電からの撤退とエネルギー政策の転換を求める意見書

日程第13 請願第1号 「少人数学級推進」「義務教育費国庫負担制度拡充」に係る意見書  
提出を求める請願 (総務文教委員長報告)

日程第14 閉会中の継続事件

平成23年9月21日（第4日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

町長から9月14日の会議に於ける発言について、発言の一部を訂正したい旨の申し出がありました。

お諮りします。

発言の訂正を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって町長からの発言の訂正の申し出を許可することに決定しました。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第56号から日程第3 議案第58号までの3件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

栗田民生産業委員長。

○13番 栗田 幸則君

只今より民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第56号 鞍手町農政推進会議設置条例の一部を改正する条例。

議案第75号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議案第58号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第56号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第75号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第58号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第56号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第58号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号 鞍手町農政推進会議設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第75号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第58号 平成23年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第4 議案第54号から日程第11 議案第74号までの8件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原 総務文教委員長。

#### ○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第54号 鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例。

議案第55号 鞍手町地区計画等の案の作成手続きに関する条例。

議案第57号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第2号。

議案第59号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号。

議案第71号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成23年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決するものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に議案第72号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第44工区）請負契約の締結。

議案第73号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第6工区）請負契約の締結。

議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業 西川処理分区管渠築造工事（第7工区）請負契約の締結。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

#### ○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第54号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第55号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第57号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第59号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第71号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第72号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第73号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第74号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第54号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第55号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第57号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第59号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号 鞍手町条例の用語等の統一に関する措置条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第55号 鞍手町地区計画等の案の作成手続きに関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に議案第57号 平成23年度鞍手町一般会計補正予算第2号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に議案第59号 平成23年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に議案第71号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成23年度固定資産税の課税免除を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。  
次に議案第72号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第44工区)請負契約の締結を採決します。  
本案に対する委員長の報告は同意であります。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり同意されました。  
次に議案第73号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第6工区)請負契約の締結を採決します。  
本案に対する委員長の報告は同意であります。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり同意されました。  
次に議案第74号 鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事(第7工区)請負契約の締結を採決します。  
本案に対する委員長の報告は同意であります。  
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)



挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり同意されました。

これより委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 13時17分

再会 13時42分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

お諮りします。

議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原 総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更。

本委員会は、9月14日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第53号について質疑はありませんか。

宇田川 亮君。

○11番 宇田川 亮君

議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更について総務文教委員会の審査報告に対する質疑を行います。

会議の冒頭に発言の訂正があつていますが、これは私が本会議で質問したことに対する答弁の訂正になっていますが、事業費が計画されているということが幹事会の案として計画されているという訂正となっていますが、今回の過疎地域自立促進計画の変更を9月議会、今会期中に決定しなければならない理由等を審査されたのであれば、その中身について教えて頂きたい。

その理由として正当なものであったとしても、一部事務組合等で計画が決定されていない、まだ幹事会の案である。それでも財源の問題として、事前に自立促進計画の変更をしておく必要があるということなのかどうか、その2点についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

原 総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

只今のご質問でございますが、今回出されました議案につきましては10月に直方・鞍手広域市町村圏の事務組合があります。それに対するヒアリングをしなければいけないということで、今回議案の提出があったようでございます。

財源でございますが、今後過疎債を充てることによって消防の施設、設備、整備、事業計画等がなされるということでございます。

○議長 川野 高實君

ここでしばらく休憩し、取り纏めてご報告をさせますのでしばらく休憩します。

休憩 13時47分

再会 14時13分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

先程の宇田川 亮君の質疑に対する答弁から始めたいと思います。

原 総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

議案第53号については、総務文教委員会において幾多の疑問点について、慎重に審査を行いました。ご質問の9月に議案提出しなければならなかった理由については、議会の承認を得て、10月に県のヒアリングを受けなければならないと委員会で聞いています。

また組合で決定されておらず、幹事会での計画であるが財源に充てるためのものかということについては、過疎債に充てるものであると聞いています。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第53号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第53号 過疎地域自立促進計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第12 意見書第1号を議題とします。

提出者を代表して6番議員 原 哲也君に趣旨説明をお願いします。

原 哲也君

○6番 原 哲也君

意見書第1号を提案いたします。

意見書第1号 原子力発電からの撤退とエネルギー政策の転換を求める意見書。別紙意見書案を提出する。

平成23年9月21日

提出者 鞍手町議会議員 原 哲也。

同じく町議会議員 栗田 幸則。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条並びに鞍手町議会会議規則（昭和62年鞍手町議会規則第1号）第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 川野 高實君

お諮りします。

意見書第1号は質疑討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第1号 原子力発電からの撤退とエネルギー政策の転換を求める意見書を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手あり）

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第13 請願第1号を議題とします。

本請願は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原 総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の請願審査報告をいたします。

請願第1号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に関わる意見書提出を求める請願。

本委員会は、9月7日に付託された上記の請願を審査の結果採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

請願第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第1号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

請願第1号 「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」に関わる意見書提出を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手あり)

挙手多数です。よって請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に日程第14 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

これより継続審査の申し出に対する質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成23年第5回定例会を閉会します。

閉会 14時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 田 中 二 三 輝

議員 原 哲 也

平成23年9月21日

鞍手町議会  
議長 川野 高 實

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道、及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
	議案第66号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
	議案第68号 平成22年度鞍手町水道事業会計決算認定
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、病院、介護老人保健施設に関する事項の所管事務調査
	議案第61号 平成22年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
	議案第62号 平成22年度鞍手町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
	議案第63号 平成22年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
	議案第64号 平成22年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
	議案第65号 平成22年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
	議案第67号 平成22年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
	議案第69号 平成22年度鞍手町病院事業会計決算認定 議案第70号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計決算認定
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査
決算特別委員会	議案第60号 平成22年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定